

唐代「神策外鎮」再考

その他のタイトル	A Re-examination of “ Shen-ce Outer Garrisons ” in Tang Dynasty
著者	李 宇一
雑誌名	史泉
巻	133
ページ	A1-A39
発行年	2021-01-31
URL	http://doi.org/10.32286/00026199

唐代「神策外鎮」再考

李 宇 一

はじめに

本稿は、『大事記続編』所引の『統通典』に記載された神策「外鎮」の語彙を取り上げ、従来の研究者が漠然と使っていた「神策外鎮」の概念を再検討するものである。また、『統通典』に見える神策「外鎮」と「十三鎮」の異同もあわせて検討し、「神策外鎮」を再定義するものである。

神策軍は、もともと西北の辺境に駐屯する軍鎮の一つであったが、安史の乱をきっかけにして、関中へ移動し、すでに衰退していた北衙禁軍に代わって長安を護衛する役割を担当して、やがて中央禁軍となった。神策軍が従来の北衙禁軍と大きく異なる特徴に、「神策外鎮」の存在をあげることができる。

「神策外鎮」とは、一般に、長安以外に駐屯する神策軍を指す。「神策外鎮」に関して、小畑龍雄 [1968] (p.213) は、「神策外鎮」があつてこそ、神策軍が北衙禁軍の中核となりえたと言及した。つまり、「神策外鎮」は神策軍を構成する最も重要な要素であり、また神策軍の命運を左右する決定的な要因であったのである。

大暦四(769)年、唐朝は京兆府の好畤県、鳳翔府の麟遊県・普潤県に神策軍を駐屯させた。これが、「神策外鎮」の始まりである⁽¹⁾。その後、興平県・武功県・天興県・扶風県を加えて、この七つの県を中心に駐屯する神策軍は、代宗期(762-779)の「神策外鎮」を構成した。ところで、建中四(783)年に朱泚の乱が起こると、代宗期(762-779)の「神策外鎮」が解体された。貞元二(786)年、左・右神策軍の成立とともに徳宗期(779-805)の「神策外鎮」は新たな局面を迎えた⁽²⁾。

まず、その配置地域から見ると、代宗期(762-779)の京西一極集中とは異なり、徳宗期(779-805)以降、京西だけではなく、京北地域も多くの「神策外鎮」が置かれた。日野開三郎 [1980] (pp.132-133) は、このように配置された「神策外鎮」は西北地域に存在するすべての藩鎮を監視する役割を与えられたと言及した。また、彼は「神策外鎮」の役割がこれだけではなく、特に京西地域の「神策外鎮」の増加によって、万が一の時の蜀への逃亡ルートを確認することができたのだと説明した。

一方、何永成 [1990] (pp.48-50) は、徳宗朝(779-805)以降の「神策外鎮」における「神策行營」の存在に注目する。彼は、「神策行營」を「左・右神策行營」と「神策遥隸行營」の二種類に分類した⁽³⁾。何永成によれば、「左・右神策行營」のトップは節度使であり、左神策行營節度使は夏綏節度使が兼任し、右神策行營節度使は鳳翔節度使が兼任しており、これは朝廷が両鎮

に対する支配力を強化するために使った手段であったという。これに対して、黄楼 [2011] (p.370) は、左・右神策行營節度使を名誉職としており、実際の権力を持っていなかったという。

また、「神策遥隸行營」について何永成は、西北辺境に駐屯する地方軍が給料を上げることを目的として、自ら神策軍に属したものであるとするが、形式的に神策軍に属するのではなく、実際には「神策外鎮」の兵士の供給源となったという。つまり、これは、神策軍が勢力範囲を拡大し、地方軍隊を併合する一つの手段であった。

これまでの「神策外鎮」に関する研究は、主に「神策外鎮」の形成、発展、構成及び役割などを中心に行われてきた。しかし、これらの問題点を検討する前に、その根本的な問題がまだ解明されていない。それは「神策外鎮」とは何か、その定義がまだ明らかになっていないのである。

日野開三郎 [1942] は、長安以外に駐屯する神策軍（以下、在外神策軍とする）を「神策外鎮」と呼び、それ以降、小畑龍雄 [1968]・西村恭司 [1980]・丸橋充拓 [2006]・林美希 [2019] などの日本人研究者は、この呼び方をそのまま受け入れ、「神策外鎮」を在外神策軍の総称として認識している。これに対して、中国人研究者は、在外神策軍を「神策外鎮」と称する方がかなり少ないであり⁽⁴⁾、また在外神策軍に対する呼び方も様々で一致していなかった。特に、史料に出る「神策軍鎮」・「神策屯營」・「神策行營」・「神策城鎮」などの歴史用語をそのまま使って全ての在外神策軍を称する傾向が強い。その代表として、齊勇鋒 [1983 a]・賈憲保 [1990]・何永成 [1990]・黄寿成 [2004]・唐長孺 [2011]・黄楼 [2011]・李碧妍 [2015]・何先成 [2015]・朱徳軍 [2016] などの研究者を列挙することができる。

一方、「神策外鎮」を使用する研究者が使っていた史料中において、「神策外鎮」という史料用語は、実は確認することができない。ところで、黄楼 [2011] (pp.354-369) は『大事記統編』の中で注釈として引用された『続通典』の逸文に神策「外鎮」という語句をはじめを見つけ、そして、これを従来の研究者が使っていた「神策外鎮」の概念と同一視した。こうして、一次史料中に神策「外鎮」の語の存在が確認できたのであるが、果たしてこの史料用語としての神策「外鎮」と従来の研究者が使っていた「神策外鎮」を簡単に同一視することはできるだろうか。

そのため、筆者は今一度、「神策外鎮」を再定義すべきと考えている。そこで、以上の問題関心にもとづき、第一章では、『大事記統編』で引用された『続通典』にある神策「外鎮」に関する内容を中心に分析し、この史料用語としての神策「外鎮」と従来の研究者が使っていた「神策外鎮」は、別物であると考えべき理由を説明する。第二章では、『続通典』が記す神策「十三鎮」の存在時期を検討したうえ、それぞれの軍鎮の実態を分析し、「十三鎮」の特性を明らかにする。第三章では、「十三鎮」と同時期に存在した神策「外鎮」の実態を検討し、その特性を「十三鎮」と比較しながら、「神策外鎮」を再定義する。

第1章 「神策外鎮」の再認識

(1) 造語としての「神策外鎮」

最初に「神策外鎮」という用語を使ったのは、日野開三郎 [1942] である。しかし、この用語は、『資治通鑑』や両『唐書』には見えず、『大事記統編』所引の『統通典』にのみ出現する⁽⁵⁾。だが、日野は『大事記統編』を引用した形跡がないため、「神策外鎮」は彼自身の造語であると考えられる。

また、日野は、「神策外鎮」を在京神策軍と対になる言葉として使っており、これが在外神策軍を指すことが分かる。それ以降、多くの日本人研究者は、在外神策軍のことをそのまま「神策外鎮」と称し使用している⁽⁶⁾。しかし、これまで常に使い続けてきた「神策外鎮」は、あくまでも日野開三郎の造語であり、史料中の用語ではない。

ところが、黄楼 [2011] (pp.354-369) は、『大事記統編』⁽⁷⁾所引の『統通典』の中に神策「外鎮」という語句を発見し、これにもとづき、神策「外鎮」が在外神策軍を指すと解釈した。つまり、黄楼は史料用語としての神策「外鎮」を、従来研究者達が使っていた「神策外鎮」と同一視している。

しかし、筆者は、史料用語の神策「外鎮」が在外神策軍と同一視されるべきではないと考えている。以下、その理由を述べていこう。

(2) 史料用語としての神策「外鎮」

『大事記統編』巻62、順宗永貞元(805)年五月辛未条の解題の後に、宋白の『統通典』の内容を引用した割注があり、その中に神策「外鎮」の用語が見える。『統通典』は、北宋の翰林学士であった宋白などが撰したものであり、その記載する期間は、唐の至徳元(756)年から後周の顯徳六(959)年までである。全200巻であったが、その原本は、散逸してしまった。船越泰次 [1985] は『統通典』の逸文を集成したが、『大事記統編』引用部分は収めていない。また、『大事記統編』が引用する神策「外鎮」の部分は、他の史料の中に一切出てこないため、高い史料価値があると考えられる。以下、これを中心に黄楼の神策「外鎮」に対する認識を検討してみよう。

『大事記統編』巻62、順宗永貞元(805)年五月辛未条に、

(順宗永貞元年)五月辛未、金吾(衛)大將軍の范希朝を以て神策京西行營節度使とし、宦官の兵權を奪おうとしたが、(結局)できなかった⁽⁸⁾。

と本文があり、王禕の解題に続いて宋白の『統通典』が引用される。

宋白『統通典』「左神策軍には六万二千四百四十二人おり、馬は八千四十四匹いる。在城は

三万四千三百九十二人おり、外鎮と採造は二万九千六百三人いる。京西北の普潤鎮・崇信城〔鳳翔府から西北の二百二十五里にあり、崇信軍を改称したもの〕⁽⁹⁾・定平鎮・□□□⁽¹⁰⁾・帰化城・定遠城・永安城・邵陽県などの八鎮には二万六千一百十七人がおり、馬は一万二千一百六十六匹いる。右神策軍には四万六千五百二十四人おり、馬は五千九百五十一匹いる。在城は二万七千四十五人おり、外鎮と採造には一万九千四百七十九人いる。京西北の奉天・麟遊・良原・慶州鎮・懷遠城には一万七千四百二十七人おり、馬は四千七百八匹いる。『実録』の元和十五（820）年十月の制書に「神策十二鎮（の人数）を総計して十八万六千七百余人がいる」と記す。広明元（880）年に、田令孜は左・右神策外八鎮・内八鎮⁽¹¹⁾諸道兵馬都指揮等使を担当した⁽¹²⁾。

黄楼は、この史料に見える「外鎮」を本文に出現する普潤や奉天などの「十三鎮」⁽¹³⁾を指すと解釈した⁽¹⁴⁾。しかし、本文を見る限り、「外鎮」が本文に見える「十三鎮」を指すとは言えない。その理由の一つは、左神策軍の馬の総数と左神策「八鎮」の馬の数がずれていることである（表1参照）。

表1 左・右神策軍のデータ（その一）

	左神策軍	右神策軍
総人数	62,442 人	46,524 人
馬の総数	8,044 匹	5,951 匹
在城	34,392 人	27,045 人
外鎮及び採造	29,603 人	19,479 人
在城+外鎮+採造	63,995 人	46,524 人
神策十三鎮の人数	26,117 人	17,427 人
神策十三鎮の馬	12,166 匹	4,708 匹

史料に左神策軍の馬の総数は「8044 匹」、普潤鎮や崇信城等の左神策「八鎮」の馬匹数は「1 万 2166 匹」である。黄楼の解釈によると、「八鎮」は左神策「外鎮」として、左神策軍全体の一部に過ぎないはずなのに、その馬匹数が左神策軍全体の馬匹数を超えてしまうと、整合的説明ができない。また、左・右神策軍の総人数と神策「十三鎮」の人数を合わせると、その総数は 15 万 2510 人となる（表2参照）。

表2 左・右神策軍のデータ（その二）

項目名	人数	馬匹数
左・右神策軍総数	10 万 8966 人	1 万 3995 匹
十三鎮	4 万 3544 人	1 万 6874 匹
合計	15 万 2510 人	3 万 869 匹

『新唐書』と『資治通鑑』は、いずれも貞元十四（798）年の神策軍の人数を15万人と記す⁽¹⁵⁾。永貞元（805）年は、貞元十四（798）年からわずか8年後のことである。もし黄樓が主張するように「外鎮」と「十三鎮」を同一視すると、永貞元（805）年の左・右神策軍の兵数は10万8966人であり、「十三鎮」の4万3554人は、神策軍総数のうちに組み込まれ、8年間で約4万人の兵士が減少したことになる⁽¹⁶⁾。しかし、各史料から見ると、この8年間は、夏州鎮⁽¹⁷⁾や塩州鎮⁽¹⁸⁾などの「神策外鎮」が急に増加した期間であり、当然、その兵力も拡大しており、そのため、神策軍全体の兵数が15万人から11万人まで減ったとは考えにくい。よって、『続通典』がいう神策「十三鎮」と神策「外鎮」は、別のものと考えなければならない。とすると、『続通典』のいう神策「外鎮」の定義を改めて検討しなければならない。

第2章 神策「十三鎮」の再定義

(1) 神策「十三鎮」の存在時期

神策「外鎮」⁽¹⁹⁾の定義をする前に、先に「外鎮」と「十三鎮」の違いを明らかにしなければならない。そこで、上述の『大事記続編』が引用する『続通典』に見える神策軍の状況がいつ頃のものかを推定する必要がある。王禕は「順宗永貞元（805）年五月辛未条」に繋がっている。また、『資治通鑑』の元和二（807）年四月甲子条⁽²⁰⁾に付された胡三省の注にも、おそらく『大事記続編』引用の『続通典』の同条の箇所が省略されながら、「十三鎮」の名だけを列挙して引用されている。このことから、永貞元（805）年もしくは元和二（807）年頃に、「十三鎮」が確実に存在していた。ただし、『続通典』の原本は散逸しており、上記の3年間以外に「十三鎮」が存在したことを確認することができない。

ところで、黄樓[2011] (p.355) は、「十三鎮」の一つである普潤鎮の隸属先の異動に基づいて、「十三鎮」の存在時期を元和三（808）年から元和八（813）年までと推測している⁽²¹⁾。これに対して、筆者は再考の余地があると考えている。

黄樓の時期推定に関する最も有力な証拠は、『唐会要』と『冊府元龜』である。『唐会要』巻72、京城諸軍・神策軍条に、

（元和）三年正月、（朝廷は）普潤鎮兵馬使を左神策軍に属し、良原鎮兵馬使を右神策軍に属すようにと命じた⁽²²⁾。

とあり、また『冊府元龜』巻993「外臣部・備御六」に、

（元和八年）十月辛丑、（朝廷は）普潤鎮兵四千人を以て（両軍中尉の指揮系統から）外して涇原節度使に属させた⁽²³⁾。

とある。つまり、「十三鎮」の一つである普潤鎮が神策軍に属していたのは、元和三（808）年か

ら元和八（813）年までとなり、このことを根拠として、「十三鎮」すべてが同時に存在していた時期も、上記の期間内であったはずだと黄楼は主張する。また、『唐大詔令集』巻2「穆宗即位赦」⁽²⁴⁾において「十二鎮」と記されるのは、元和八年以降に普潤鎮が神策軍に属していなかったからだと言楼が指摘する。

しかし、以下に挙げる史実から黄楼の主張が成り立たないことが明らかになる。それは、黄楼が主張する元和三（808）年から元和八（813）年の間に、同じ神策「十三鎮」である定遠城と懷遠城も、（朔方）靈塩節度使の麾下に入っているからである。『資治通鑑』巻237元和二（807）年四月甲子条⁽²⁵⁾によると、定遠城と懷遠城は、いずれも元和二（807）年四月から、神策塩州鎮と共に（朔方）靈塩節度使に隷属したことが分かる。また、この時期に（朔方）靈塩節度使であった范希朝は、元和四（809）年に河東へ移ったが、その後任には、范希朝と同じ神策軍出身の王侁が任命されている⁽²⁶⁾。しかも、彼は「朔方・靈・塩・定遠城節度使」⁽²⁷⁾となっいるので、定遠城と塩州鎮は、そのまま（朔方）靈塩節度使に属したことが確認できる。一方、王侁在任中の懷遠城の隷属関係は明らかではないが、定遠城と塩州鎮が（朔方）靈塩節度使に隷属していることからすると、おそらく懷遠城もそのまま（朔方）靈塩節度使に属していたと考えられる。つまり、『統通典』が言う「十三鎮」のうち、定遠城と懷遠城は元和二（807）年の段階で神策「十三鎮」から外れ、（朔方）靈塩節度使の隷下となっていることが、明らかである。そのため、筆者は、史料に「十三鎮」の存在を確認できる永貞元（805）年から元和二（807）年の3年間⁽²⁸⁾を対象とし、当該時期の神策「十三鎮」と神策「外鎮」の違いを明らかにしようと考えている。

ところが、ここに一つの問題が浮上する。先に引用した『唐会要』には、「（元和）三年正月、（朝廷は）普潤鎮兵馬使を左神策軍に属し、良原鎮兵馬使を右神策軍に属すようにと命じた」⁽²⁹⁾という一文があり、従来の研究者はこれを普潤鎮と良原鎮が藩鎮軍から左・右神策軍鎮になったと読み取った。すなわち、元和三（808）年以前の普潤鎮と良原鎮は、神策軍鎮ではないとし、これによって永貞元（805）年から元和二（807）年において神策「十三鎮」が存在しなかったと認識した。

しかし、良原鎮についてみると、貞元九（793）年から既に神策軍鎮となっている⁽³⁰⁾。すなわち『唐会要』の内容と矛盾している。そうすると、『唐会要』の内容をどう解釈すべきか、改めて検討しなければならない。そこで、筆者は「詔普潤鎮兵馬使、隸左神策軍、良原鎮兵馬使、隸右神策軍」は普潤鎮と良原鎮が藩鎮軍から神策軍鎮になったことを指すではなく、その統率権が藩鎮（節度使）から在京神策軍（両軍中尉）へ移ったことを意味するのではないかと考えている。その理由は、元和三（808）年の直前に良原鎮と普潤鎮がいずれも神策軍鎮でありながら保義節度使の麾下に入っているからである。

黄楼 [2011] (p.359)・李碧妍 [2015] (pp.219-220) は、普潤鎮が保義節度使に属していることから、この時点で神策軍鎮ではなかったと主張した。ところが、両『唐書』の記述から、普潤鎮が保義節度使に属していることを証明できるが、決して普潤鎮が神策軍鎮ではないと否定しているわけではない。保義軍あるいは劉潼が率いる軍隊は、実は神策軍に属していた可能性があるからである。例えば「劉潼神道碑」（『呂衡州文集』巻6）に、

(徳宗に謁見した) 当日に(劉潼は) 秦州刺史・兼御史大夫に任命され、隴西経略軍使に充てられた。(また、朝廷は) 扶風の普潤県を(劉潼に) 与えて駐屯させ、(彼を) 長城のように頼みとし、近畿を鎮守させていた。(劉潼が朝廷から受け取った) 旌旗と鼓吹(の規模) は、西の雄藩に等しく、(その) 履物や食糧等の軍用物資は、北衙禁軍の(中でも最も) 優待された軍隊と同じであった⁽³¹⁾。

とある。ここで、最も注目すべきなのは、最後に劉潼が率いる軍隊の待遇に関する一文である。彼が率いる軍隊の待遇は、一般藩鎮のそれではなく、北衙禁軍しかも北軍の中にも最も優待された軍のような待遇を受けたと言われている。両『唐書』や『唐大詔令集』等の史料から見ると、徳宗朝以降の北衙禁軍の中で最も優待されたのは、神策軍であったことが分かる⁽³²⁾。そのため、上記の神道碑が記した最も優待された北軍(原文は、「北軍之寵士」)は、神策軍のことを指すと推測できる。つまり、劉潼軍は、神策軍と同等な待遇を受けていたと考えられる。

勿論、同じ待遇を受けたと言っても、劉潼軍が必ず神策軍に属したとは言えない。ところで、『資治通鑑』巻234、貞元九(793)年五月条に、

また以前から禁軍ではなく、もともと辺境の軍であり、(その軍の) 軍将が(朝廷の) ご機嫌を取って、そこで神策軍を遥隸することを請い、(禁軍になった) 以前の駐屯地から離れず、ただ空虚な軍名を変えるものがあり、その給与と賜物の多さは、そこで(以前の) 三倍となった⁽³³⁾。

とある。徳宗朝の状況として、辺境の軍は、待遇を改善するため、「遥隸」という形で神策軍に属することが見られる⁽³⁴⁾。また、「代辛將軍与普潤劉尚書書」(『呂衡州文集』巻3)⁽³⁵⁾によると、本文中の「辛將軍」が劉潼に推薦され、禁軍の將軍となったことが分かる。唐の後期では、朝廷は地方の有力な軍将を中央の禁軍に編入させたことがあったが、しかし地方の節度使が自ら部下を中央の禁軍に推薦できた事例は、ほぼない。一方、禁軍内部の推薦事例は、史料で散見している⁽³⁶⁾。即ち、「辛將軍」を禁軍に推薦できた劉潼は、禁軍に在籍していた可能性が高いと推測できる。その上で、前文で分析した劉潼軍の待遇問題も合わせて考えると、劉潼軍が、神策軍に属すること自体は明らかである⁽³⁷⁾。そのため、彼の配下にあった普潤鎮は神策軍鎮であると考えられる。

また、当時の保義節度を構成する軍鎮は主に五つがあり、良原鎮・普潤鎮以外には、他に崇信城・靈台鎮・麟遊鎮があった。この五つの軍鎮は、徳宗朝(779-805)から既に神策軍鎮となり、憲宗朝(805-820)あるいはそれ以降でもその神策軍鎮として存在していたことが諸史料によって確認されている⁽³⁸⁾。つまり、この五つの軍鎮は、神策軍鎮でありながら保義節度使に属していたことが分かる⁽³⁹⁾。また、当時の保義節度使は劉潼であり、彼は元和二(807)年十二月に亡くなった⁽⁴⁰⁾。『新唐書』巻64「方鎮表一」興鳳隴条によれば、劉潼が亡くなると、保義節度使がすぐ廃置されたという。この出来事は上述の『唐会要』の記事の直前であった。そのため、この

タイミングから見ると、「詔普潤鎮兵馬使，隸左神策軍，良原鎮兵馬使，隸右神策軍」は，おそらく神策軍鎮だった普潤鎮と良原鎮の統率権が藩鎮（節度使）から在京神策軍（兩軍中尉）へ戻ったことを指すと考えられる。故に神策「十三鎮」の存在を確認できる期間は，永貞元（805）年から元和二元（807）年までとすることが可能である。そこで，以下はこの3年間で確認できた神策「十三鎮」と神策「外鎮」を比較し，その異なる部分を探してみる。

（2）神策「十三鎮」の構成

「十三鎮」と神策「外鎮」の違いを明らかにするため，まず十三鎮に共通する点を明らかにしておきたい。そこで「十三鎮」の所在地域，組織構造（統括職），規模（兵力），隸属先を中心に着手し，その共通点を探してみよう。

①普潤鎮（左）⁽⁴¹⁾

普潤県はもともと鳳翔府の県である。吐蕃によって隴右節度使の治所である秦州が陥落すると，徳宗は普潤県を治所として行秦州を置き，刺史に隴右経略使を兼任させ，鳳翔節度使が隴右支度営田觀察使を領していた⁽⁴²⁾。貞元十（794）年に瀛州刺史の劉澆が秦州刺史・隴右経略軍使となり普潤県を治めたので普潤軍と名づけられた。元和元（806）年には隴右経略使・秦州経略使・秦州刺史の劉澆が保義軍節度使となっているので，元和元（806）年前後の普潤県は，行秦州の治所として，保義節度使である劉澆の配下にあったことが分かる⁽⁴³⁾。『唐会要』巻72は，元和三（808）年の普潤鎮を統括する職が鎮（遏）兵馬使であると記す⁽⁴⁴⁾。その兵力は，4000人という⁽⁴⁵⁾。

また，前文にも述べたが，従来の研究者は，このように神策軍鎮が節度使に属する場合，その神策軍鎮が藩鎮軍になったと認識した。しかし，保義節度使の場合から見ると，明らかにそうではない。これによって神策軍鎮は，神策軍鎮でありながら節度使に属することが可能だと考えられる。ただし，この状況は，あくまでも二つの条件を前提とする。一つは，一旦節度使に属させた神策軍鎮は，後にまた神策軍鎮として存在していること⁽⁴⁶⁾。もう一つは，神策軍鎮が属する節度使は必ず神策軍出身だったこと。『冊府元龜』巻993「外臣部・備御六」⁽⁴⁷⁾及び『旧唐書』⁽⁴⁸⁾によれば，元和八（813）年の神策普潤鎮兵は涇原節度使に属させたという。地理から見ると，普潤鎮は，もともと鳳翔節度使の麾下に入るにも拘わらず，結局涇原節度使に属させた。そこで，当時の涇原節度使と鳳翔節度使の担当者の出身から見ると，涇原節度使は神策軍出身だった蘇光榮であり，鳳翔節度使は神策軍出身ではなかった李惟簡であることが分かる⁽⁴⁹⁾。これによって普潤鎮が涇原節度使に属されたのは，涇原節度使が神策軍出身だったことが要因であると推測できる。つまり，上記の二つの前提条件のどちらかを満たす場合，その節度使の麾下にある軍鎮は神策軍鎮であると考えられる。

②崇信城（左）

崇信城の所在について，『元和郡県図志』と『新唐書』の「地理志」は，いずれも言及してい

ないが⁽⁵⁰⁾、譚其驥 [1982] によれば、原州にあるという⁽⁵¹⁾。

また、崇信城を統括する職は、鎮遏都知兵馬使である⁽⁵²⁾。その兵数は、不明であったが、鎮遏都知兵馬使から考えると、おそらく 2000～4000 人と推測できる⁽⁵³⁾。

崇信城は、もともと李元諒によって作られた城であり、貞元九（793）年から神策軍鎮となった⁽⁵⁴⁾。その存続は、僖宗朝（873-888）まで確認できる⁽⁵⁵⁾。これによって元和元（806）年の崇信城は、神策軍鎮として保義節度使の劉潼の麾下に入ったと考えられる⁽⁵⁶⁾。

③定平鎮（左）

寧州の定平鎮⁽⁵⁷⁾について、『資治通鑑』巻 236、貞元十七（801）年五月条に、

話はさかのぼるが、渾瑊は兵馬使の李朝案を派遣して兵を率いて定平に駐屯させた。（渾瑊が亡くなると、（李）朝案は（自分が率いる）軍隊を神策軍に属することを求めた。（朝廷は）詔してこれを許可した⁽⁵⁸⁾。

とあり、李朝案は、兵馬使であることが分かる。また、李朝案が亡くなると、次に定平鎮使となったのは朱忠亮であった⁽⁵⁹⁾。彼は、もとの定平鎮都虞候であったことから考えると、定平鎮を統括する職は、鎮（遏都知）兵馬使であると推測できる。定平鎮の規模について、諸史料は明言していないが、『資治通鑑』巻 236 の貞元十七（801）年六月条から見れば、おそらく 2000 人あるいはこれ以上だと考えられる⁽⁶⁰⁾。

定平鎮の隸属先について、『新唐書』巻 37「地理志一」には、「定平……（元和）四年、左神策軍に隸す」とある。前文の引用した史料と合わせて見れば、これは定平が藩鎮軍から神策軍になったという意味ではなく、その統率権が邠寧節度使から左神策軍の方に変更したことを指すものと考えべきである⁽⁶¹⁾。

④帰化城（左）

帰化城の所在について、諸史料には明確な記載がないが、黄樓 [2011] によれば、帰化城が涇州にあるという⁽⁶²⁾。また、『冊府元龜』巻 359「将帥部・立功十二」に、

貞元十四（798）年六月、帰化堡の健児が反乱を起こし、大将の張国誠と副将の張抗を追い出した。（朝廷は）詔して（劉）昌に（帰化堡を）管理と処罰する権限を与えた……（劉昌は）六、七百人を誅殺し、また張国誠が帰化堡に入らせた⁽⁶³⁾。

とあり、これによって帰化城の兵力は、1000 人以上だと推測できる⁽⁶⁴⁾。

帰化城については、「假延信夫人駱氏墓誌」に、

嗣子は三人いる。長男は（假）文邕という。次男は（假）文慶という。三男は（假）文政と

いい、現在、左神策軍行營帰化・崇（信）城等鎮監軍使、内侍省内府局令に任じられた。……貞元十九（803）年を以て（朝廷は）詔して（假文政が）西を鎮守させ、（彼が）辺境（の地）に定住することになった。（彼の）官はまさに前代を相続しており、職は禁軍を統率することである⁽⁶⁵⁾。

とある。原文が帰化城を左神策軍行營帰化鎮と記すので、これによって帰化城のトップは、鎮（遏）使であることが分かる。また、隸属先に関して、假文政は後の元和年間（806-820）に左神策軍行營帰化・崇信城等鎮監軍使になったことから考えると、貞元十九（803）年に彼の任職先は帰化城か崇信城かどっちの一つであろうと推測できる⁽⁶⁶⁾。貞元十九（803）年は、涇原節度使のポストが劉昌から段祐へ変更した年である。段祐は後に右神策軍大將軍になっており、彼はもともと神策軍出身あるいは神策軍と深い関係を持っている人物と考えられる⁽⁶⁷⁾。以上のことから帰化城は貞元十九（803）年に神策軍鎮として、涇原節度使の配下に入ったと推測できる。

⑤定遠城（左）

定遠城は靈州にあり、そのトップは城（鎮遏）使である⁽⁶⁸⁾。『資治通鑑』巻234、貞元八（792）年四月壬子条に、

壬子、吐蕃が靈州に侵入し、水口の支渠を陥落させ、営田を破壊した。（徳宗は）詔して河東・振武に靈州を救わせ、神策六軍の二千人を派遣して定遠・懷遠城を守備させた。吐蕃はそこで撤退した⁽⁶⁹⁾。

とあり、これによって貞元八（792）年から定遠城は、神策軍鎮となったことが分かる。また、定遠城に駐屯する神策軍士は、1000～1500人と推測できる⁽⁷⁰⁾。

一方、定遠城は、神策軍鎮としての存続が武宗朝（840-846）まで確認されており⁽⁷¹⁾、常に靈塩（朔方）節度使に属している⁽⁷²⁾。

⑥永安城（左）

唐代では、永安城は二つがある。一つは京兆府にあり⁽⁷³⁾、もう一つは河東の石州にある⁽⁷⁴⁾。『読史方輿紀要』巻53「陝西二・西安府」によれば、神策軍の永安城は、京兆府にあるという⁽⁷⁵⁾。ところで、黄楼〔2019〕は、諸鎮の排列順番から見れば、神策「十三鎮」としての永安城が京兆府にあるはずがないと主張する⁽⁷⁶⁾。また、彼は、『旧唐書』にある「中使又贊成其事」⁽⁷⁷⁾という一文によって「中使」が永安城の監軍を指すと解釈し、神策「十三鎮」の永安城が実に石州にあると説明した⁽⁷⁸⁾。しかし、矢野主税〔1953〕によれば、例え諸藩鎮下の軍鎮だとしても、一部の軍事要衝に設置された軍鎮にも監軍の存在がいたという。従って、永安城に監軍がいたことによって永安城は必ずしも神策軍鎮とは言えない。ただし、黄楼が言うように「十三鎮」の排列順番から考えると、「十三鎮」の永安城は京兆府にあるはずもないと考えられる。

ところが、村井恭子〔2015〕は、石州の永安鎮将だった阿史那思昧（阿史那思曠）⁽⁷⁹⁾に注目し、『元和姓纂』巻5にある「貞元神策將軍兼御史大夫阿史那思昧」⁽⁸⁰⁾と言う一文を根拠として、神策「十三鎮」の永安城は石州の永安鎮であると説明した⁽⁸¹⁾。

そうすると、神策「十三鎮」の永安城は石州にあると見られる。だが、これはあくまでも貞元十五（799）年までのことであり、それ以降の永安城あるいは永安鎮の変化がどうだったのかは不明である⁽⁸²⁾。

一方、貞元十五（799）年以降の永安城は、延州⁽⁸³⁾や慶州⁽⁸⁴⁾・河中府⁽⁸⁵⁾・勝州（府州）⁽⁸⁶⁾等に位置する可能性もある。しかし、これらの推測は、いずれも明確な証拠がないため、ここにその可能性のみを提示する。

⑦邵陽県（左）

邵陽県は同州にあり⁽⁸⁷⁾、軍鎮を統括する職は鎮遏使である⁽⁸⁸⁾。その兵力は、最低限でも600人だと推測できる⁽⁸⁹⁾。神策軍鎮としての存続は、昭宗朝（888-904）まで確認できる⁽⁹⁰⁾。

また、邵陽鎮の隷属先について、史料が少ないため、明らかになっていない。

⑧奉天鎮（右）

奉天鎮は京兆府にあり⁽⁹¹⁾、鎮のトップは鎮遏都知兵馬使である⁽⁹²⁾。その兵力は、最低限でも2000人だと考えられる⁽⁹³⁾。

また、奉天県に駐屯する神策軍は、奉天鎮兵以外に神策京西行營も存在する⁽⁹⁴⁾。『資治通鑑』巻237に、

戊子、（朝廷は）左神策行營節度使の高崇文に歩騎五千人を率いて前軍とし、神策京西行營（都知）兵馬使⁽⁹⁵⁾の李元奕に歩騎二千人を率いて次軍とし、山南西道節度使の嚴綬と共に（劉）關を討つことを命じた⁽⁹⁶⁾。

とあり、『旧唐書』巻151「高崇文伝」に、

元和元年の春、高崇文は檢校工部尚書・兼御史大夫に任命され、左神策行營節度使を充てられ、左右神策・奉天麟遊諸鎮兵を統率することを兼任して劉辟を討伐した⁽⁹⁷⁾。

とある。これによって神策京西行營都知兵馬使は、奉天・麟遊の鎮兵を統率して劉關を討伐したことが分かる⁽⁹⁸⁾。つまり、神策京西行營と奉天鎮は、隷属関係があると考えられる⁽⁹⁹⁾。しかし、神策京西行營都知兵馬使と奉天鎮使は、同じ都知兵馬使であるため、前者は後者を統括することができない。そこで、『旧唐書』巻144「陽惠元伝」によれば、神策京西行營都知兵馬使の上には、「軍帥」が存在したとある⁽¹⁰⁰⁾。『旧唐書』巻12「徳宗本紀上」には、

(興元元年正月、朝廷は)奉天行營都団練使の陽惠元⁽¹⁰¹⁾を檢校工部尚書とした⁽¹⁰²⁾。

とあり、奉天行營都団練使の存在が分かる。そうすると、前文の「軍帥」は、おそらく奉天行營都団練使を指すと推測できる。つまり、奉天鎮は、(神策)奉天行營都団練使或いは神策京西行營都団練使⁽¹⁰³⁾に属していたと考えられる。

⑨麟遊鎮(右)

『唐語林』卷1「政事上」に、

朝廷は(劉濬を)優待し、そこで鳳翔府の普潤・麟遊等の県を(鳳翔府下の行政体系から)離れて行秦州とした。普潤を(秦州の)会府とし、保義を軍号とした。劉濬は行秦州刺史に任命され、保義軍節度使とした⁽¹⁰⁴⁾。

とある。これによって麟遊鎮は、鳳翔府から行秦州に属して保義節度使の劉濬の配下となった⁽¹⁰⁵⁾。また、鎮のトップは鎮遏使であり⁽¹⁰⁶⁾、その兵力は最低限でも1000人だと推測できる⁽¹⁰⁷⁾。

麟遊鎮は、徳宗朝(779-805)から既に神策軍鎮となり⁽¹⁰⁸⁾、憲宗朝(805-820)にもその存続が確認できる⁽¹⁰⁹⁾。これによって麟遊鎮は、神策軍鎮として保義節度使に属することが分かる。

⑩良原鎮(右)

良原鎮は涇州にあり⁽¹¹⁰⁾、鎮を統括する職は鎮(遏)兵馬使である⁽¹¹¹⁾。その兵力は、4000～6000人と推測できる⁽¹¹²⁾。

良原鎮の隸属先について、『新唐書』卷165「高郢伝」に、

明年(永貞元(805)年)、(高郢は)華州刺史となった。その政務は仁愛と安定を尊んだ。話は遡るが、駱元光が華州から軍を率いて良原を警備した。駱元光が亡くなると、(彼の)軍隊は神策軍に編入された。しかしながら華州は以前のままだに毎年、彼らの軍糧を提供したので、華州の民衆たちは軍糧の供給に苦しめられた。歴代の華州刺史は(神策軍中尉の権威を)恐れて(朝廷に)上奏することができなかったが、高郢はこのことを上奏して華州からの軍糧の供給を中止させた⁽¹¹³⁾。

とあり、また、『旧唐書』卷13「徳宗本紀下」に、

貞元九(793)年十一月辛卯、華州潼関鎮国軍・隴右節度使李元諒が良原で亡くなると、(朝廷は)李元諒の部将である阿史那敘に李元諒の軍を統率して、良原を警備させた⁽¹¹⁴⁾。

とある。李元諒は駱元光が朝廷から賜った名である⁽¹¹⁵⁾。この二つの史料から、貞元九（793）年以降、良原鎮は神策軍に属していたことが分かる。ただし、この時の良原鎮は、おそらく鎮国軍の軍号を保有してまま神策軍に隷属されたため、その軍糧の一部はもとの会府であった華州が提供し続けていた⁽¹¹⁶⁾。ところで、高郢が華州刺史になると⁽¹¹⁷⁾、華州からの軍糧の供給は中止となり、元和元（806）年に良原鎮・崇信城が保有する鎮国軍の軍号（阿史那敘部⁽¹¹⁸⁾）が取り消され、靈台鎮と共に保義節度使の配下になった⁽¹¹⁹⁾。

また、良原鎮は、神策軍鎮としてその存続が僖宗朝（873-888）まで確認できる⁽¹²⁰⁾。これによって、保義節度使の麾下に入った良原鎮も神策軍鎮だったと考えられる。

⑪慶州鎮（右）

慶州鎮について、『統通典』以外の諸史料からその実例が見えないため、その実態は不明である。ところで、「張邵墓誌」に、

今の右（神策）軍歩軍大將軍である李公の宗元が鉄顆（堡）に駐屯すると、張邵の人となり慕い、そこで（張邵は李宗元に）職を与えられ、後に（李宗元が）慶州刺史になると、張邵は彼の副官となった⁽¹²¹⁾。

とある。鉄顆堡は、「田述墓誌」によると、右神策軍鎮であることが分かる⁽¹²²⁾。また、神策鎮将から刺史まで昇進する場合⁽¹²³⁾、そのもとの鎮が所在する州の刺史になった事例が見られたため⁽¹²⁴⁾、鉄顆堡は慶州にある可能性が考えられる。

一方、慶州鎮以外、他の「十三鎮」が州名を鎮名にする事例はないため、一つの可能性として、筆者は慶州鎮が鉄顆堡鎮の別称であると推測している。

例え慶州鎮は鉄顆堡鎮だった場合、「田述墓誌」によって鎮を統括する職は、鎮遏兵馬使であることが分かる⁽¹²⁵⁾。その兵力に関して明確な記載がないが、鎮の統括職から見れば、最低限でも1000人だと推測できる⁽¹²⁶⁾。

また、「田述墓誌」によれば、田述は邠寧軍の軍職を担当しており、彼の叔父あるいは伯父は邠寧節度使の楊朝晟だったという⁽¹²⁷⁾。邠寧軍は、もともと朔方軍から分けられた藩鎮であり、その任官及び転官について、多くは邠寧軍の内部（治下）から選抜する⁽¹²⁸⁾。これによって田述の父は、邠寧軍の出身だったと考えられる。

そうすると、田述の父が統率する鉄顆堡鎮は、邠寧節度使に属する可能性が高いと推測できる⁽¹²⁹⁾。

⑫懷遠城（右）

懷遠城は靈州にあり⁽¹³⁰⁾、貞元八（792）年から神策軍鎮となった⁽¹³¹⁾。そのトップは城（鎮遏）使である⁽¹³²⁾。兵力は、1000～1500人と推測できる⁽¹³³⁾。また、元和二（807）年に懷遠城は、靈塩節度使の配下に入った⁽¹³⁴⁾。

⑬□□□ (左)

「十三鎮」のうち、唯一名称が欠けている軍鎮について、黄楼 [2011] (p.355) はこれを長武城と主張している。その理由は、長武城が貞元初年から既に神策軍鎮になっていたからだと説明している。しかし、貞元年間以来、長武城以外の神策軍鎮が多数存在しており、これだけを理由にして、長武城を「十三鎮」の一つとすることができないと思う。

筆者は、この不明の軍鎮は靈台鎮ではないかと推測している。「楊志廉墓誌」によると、興元元(784)年から、靈台鎮は神策軍鎮として存在していることが分かる⁽¹³⁵⁾。また、靈台鎮は、元和元(806)年に保義節度使の配下に入った三鎮の一つであり⁽¹³⁶⁾、靈台鎮以外の良原鎮・崇信城がいずれも鎮国軍から改編された神策軍鎮であるため、靈台鎮ももともと鎮国軍の配下にあったと推測できる。しかも、靈台鎮を含めて保義節度使の配下にあった五つの軍鎮の中、靈台鎮以外の四つの軍鎮は全部「十三鎮」に入っているため、靈台鎮も「十三鎮」の一つだろうと考えている。

また、靈台鎮は涇州にあり⁽¹³⁷⁾、鎮のトップは鎮(遏)使である。その兵力は、最低限でも1000だと考えられる。神策軍鎮としての存続は、僖宗朝(873-888)まで確認できる⁽¹³⁸⁾。

(3) 神策「十三鎮」の特性

以上の分析をまとめると、神策「十三鎮」の共通点が見える(表3参照)。

表3 元和元(806)年前後の神策「十三鎮」

番号	鎮名	所在地域	統括職	規模	隸属先
No.1	普潤鎮	鳳翔府／行秦州	鎮(遏)兵馬使	4000人	保義節度使劉潼
No.2	崇信城	原州	鎮遏都知兵馬使	(2000~4000人)	鎮国軍使・華州刺史／保義節度使劉潼
No.3	定平鎮	邠州／寧州	鎮(遏都知)兵馬使	(2000~)	邠寧節度使 高固／高崇文
No.4	□□□ (靈台鎮)	涇州	鎮(遏)使	(1000~)	(鎮国軍使・華州刺史)／保義節度使劉潼
No.5	婦化城	涇州	鎮(遏)使	(1000~)	(涇原節度使段祐)
No.6	定遠城	靈州	城(鎮遏)使	(1000~1500人)	靈塩節度使 李燦／范希朝
No.7	永安城	不明	不明	不明	不明
No.8	郃陽県	同州	鎮遏使	(600~)	不明
No.9	奉天鎮	京兆府	鎮遏都知兵馬使	(2000~)	(奉天行營／神策京西行營都団練使)
No.10	麟遊鎮	鳳翔府／行秦州	鎮遏使	(1000~)	保義節度使劉潼
No.11	良原鎮	涇州	鎮(遏)兵馬使	(4000~6000人)	鎮国軍使・華州刺史／保義節度使劉潼
No.12	慶州鎮 (鉄顆堡鎮)	慶州	(鎮遏兵馬使)	(1000~)	(邠寧節度使)
No.13	懷遠城	靈州	城(鎮遏)使	(1000~1500人)	靈塩節度使 范希朝

備注：()内は、推測するもの。

一つ目は、所在地域から見ると、神策「十三鎮」が主に京兆府以外の諸州にあること。「十三鎮」のうち、奉天鎮だけは京兆府にあったが、『冊府元龜』巻135「帝王部・愍征役」に、

（貞元）十五年四月の詔：「今長安にいる諸州の軍隊及び畿内にある諸県の軍鎮、並びに京西歩駅と奉天行營の使職が管理する所由官、さらに長行官健を加えて全部五万八千二百七十二人がおり、（彼らを管理する）官署が一人一人に粟の一石を与えさせてよい」という⁽¹³⁹⁾。

とある。畿内にある諸県の軍鎮（原文：「畿内諸県鎮」）とは、京兆府の神策軍鎮を指すことである。これによって上記の詔は、明らかに京兆府の神策軍鎮と奉天行營を区別したことが分かる。そのため、奉天鎮は、諸州の神策軍鎮と見なすべきだ。

二つ目は、統括職から見れば、神策「十三鎮」のトップがほぼ鎮将であること⁽¹⁴⁰⁾。正体不明の永安城を除いて、残りの12個の軍鎮は、いずれも神策「鎮遏」軍鎮⁽¹⁴¹⁾であった。

三つ目は、神策「十三鎮」が当道節度使或いは都団練使に属すること。隷属先が不明であるNo.7の永安城とNo.8の郃陽県を除いて、ほかの「十三鎮」は、いずれも所在地域の最高軍事長官に属し、当然ながら有事の時に彼らは当道節度使或いは都団練使の命令に従うことになる。つまり、神策「十三鎮」の直属の上司は、長安の禁苑にいる左・右神策軍護軍中尉（以下、両軍中尉とする）ではなかった。

第3章 「神策外鎮」の再定義

(1) 神策「外鎮」の構成

元和元（806）年前後に神策「十三鎮」に入っていない、いわゆる神策「外鎮」として、咸陽鎮・雲陽鎮・涇陽鎮・三原鎮・興平鎮・高陵鎮・同官鎮・富平鎮・藍田鎮・好時鎮・武功鎮・醴泉鎮・華原鎮・美原鎮・整屋鎮・東渭橋鎮・長武城・襄樂鎮・塩州鎮・栲栳城（永康鎮）・安塞軍を挙げることができる。これらの神策「外鎮」のうち、咸陽鎮から東渭橋鎮までの16の軍鎮は、いずれも京兆府にあり、神策「鎮遏」軍鎮である⁽¹⁴²⁾。また、「論京西・京北両神策鎮遏軍事」によって神策「鎮遏軍鎮」は、長安にいる両軍中尉に直属することが分かる⁽¹⁴³⁾。そうすると、京兆府の神策「鎮遏」軍鎮の隷属関係も明らかになる。

そのため、以下、京兆府以外にある長武城・襄樂鎮・塩州鎮・栲栳城（永康鎮）・安塞軍について、所在地域、組織構造（統括職）、規模（兵力）、隷属先から分析する。

①長武城（左）

長武城は邠州にあり⁽¹⁴⁴⁾、そのトップは左神策長武城防秋都知兵馬使である⁽¹⁴⁵⁾。これによって長武城は、神策「防秋」軍鎮あるいは神策「防秋」行營であることがわかる。神策「防秋」行營と神策「鎮遏」軍鎮の区別については、これが単なる職名が変わったわけではなく、その行營を構成する軍あるいは行營の在り方が「鎮遏」軍鎮とはかなり異なっている。

「南平郡王高崇文神道碑」に、

貞元元（785）年、（高崇文は朝廷から）陳許節度都（虞）侯が授けられた。（高崇文が）部下を率いて韓全義とともに長武城に駐屯すると、（そこに）神策・淮南・陳許・浙右ら四つの軍と一緒に（長武城を）警備していた（ため）、公はその（四つの軍の）都虞侯の職務を総括した⁽¹⁴⁶⁾。

とあり、これによって二つのことが分かる。一つは、長武城に神策軍の防秋兵以外、淮南・陳許・浙右の防秋兵も駐屯していることである。つまり、これは長武城が神策軍の単一拠点ではなかったことを意味する⁽¹⁴⁷⁾。もう一つは、高崇文が長武城の諸軍防秋兵の都虞侯を一括して担当することである。これによって諸軍の統率権は、防秋行営に集中していると考えられる。即ち、左神策長武城防秋都知兵馬使は、長武城に駐屯する全ての防秋兵を統率することとなる⁽¹⁴⁸⁾。

また、当然であるが、防秋兵は、基本的に三年で交替するので、そのため、神策軍の防秋兵は長安から派遣された在京神策軍であったと考えられる⁽¹⁴⁹⁾。元和元（806）年前後の長武城の規模（兵力）は5000人であり⁽¹⁵⁰⁾、その隷属先は、はっきりしないが、神策「鎮遏」軍鎮の状況から考えると、神策防秋行営が両軍中尉に直属する可能性が高いと推測できる⁽¹⁵¹⁾。

ただし、長武城は、ずっと神策「防秋」行営として存続したわけではない。「符澈墓誌」によると、大和七（833）年に長武城は、既に神策「鎮遏」軍鎮となったことが分かる⁽¹⁵²⁾。

②襄楽鎮（右）

寧州にある襄楽鎮⁽¹⁵³⁾について、「楊旻墓誌」に、

□□幽州の兵が反乱を起こし、わが中原を搔き乱した。（そのため、）徳宗皇帝は西へ逃れ、奉天に行かれた。……（楊旻は）徳宗について入朝し、自ら宮城を守り、天子を補弼した。当時、毎年のように、吐蕃が侵入し、邠寧をめぐるって行った。（徳宗は）詔して將軍らに楊旻を推戴させ、精銳な禁軍を率いて、襄楽県に駐屯させた。そうしてのろしは乱世の火を絶えており、蕭関は胡騎の侵入が無くなったと感じさせ、四十（あるいは）五十年以上、辺境での戦争が起きなかった……大和三（829）年五月十七日、（楊旻は）襄楽県の私邸で亡くなった。享年六十一であった⁽¹⁵⁴⁾。

とある。上記は「精銳な禁軍を率いて（原文は、部領精銳親衛將士）」と一文があり、墓誌の墓題では、墓主の楊旻は「右神策右廿六將」と記したため、楊旻が率いた禁軍は、在京神策軍だったことは明白である。墓誌の内容によると、楊旻が神策軍を率いて徳宗の貞元年間（785-805）から文宗の大和三（829）年まで一貫して襄楽県に駐屯していたことが分かる。また、「黃進華墓誌」⁽¹⁵⁵⁾は、墓主の黃進華が「右神策軍襄楽防秋都虞候兼正將」であると記し、「董府君經幢」⁽¹⁵⁶⁾には、董叙が「故右神策軍襄楽防秋同正將兼押衙」と記されているため、徳宗の貞元年間から文

宗の大和年間まで襄楽鎮が神策防秋行營として存在しており、鎮のトップは防秋都知兵馬使だと考えられる。これによって、襄楽鎮の兵力は最低限でも 2000 人だと推測できる。

一方、「荊從臯墓誌」に、

大和五（831）年、先の將軍（荊從臯の父である荊子晟）の職が禁營で重いことを以て、右（神策）軍の光榮を受けた。（荊子晟は）当時に霍光のような勢威を持っていたにもかかわらず、我を折って人材を重視する品格を失うことがなかった。（そのため、息子の荊從臯）を祁午のような任に堪えることを指導し、（彼を右神策軍の職に）推薦することを避けない。（荊從臯を）衛前正將とし……（大中）十四（860）年に至り、馬軍廂使となった。当年の（右神策）護軍（中尉）は、君が独りで諸道の兵を統率し、朝廷（のこ）を勤勞した（功績）をもって、……咸通二（861）年に至り、（中央から）出て襄楽鎮遏使となった。明年、（中央に）入って都押衛となった⁽¹⁵⁷⁾。

とあり、懿宗の咸通二（861）年になると、襄楽鎮は防秋行營から「鎮遏」軍鎮になったことが分かる。

③塩州鎮（左）

塩州は、もともと夏綏節度使の治下に入っていたが、貞元十九（803）年に、当時塩州に駐屯していた左神策兵馬使の李興幹が李庭俊の反乱を鎮圧したことがきっかけで、夏綏節度使の配下から離れて、塩州軍が朝廷に直属することになった⁽¹⁵⁸⁾。しかし、これだけでは、塩州軍が神策軍に属したとは言えない。

ところで、元和二（807）年に、神策軍出身の范希朝が靈塩節度使になると、塩州は再び靈塩節度使の治下に入った⁽¹⁵⁹⁾。これ以降、藩鎮下の塩州の実態については、諸史料ははっきりと語らない。ただ、一部の内容から分析すると、貞元十九（803）年以降の塩州刺史は、恐らく常に神策軍の何らかの職を兼任していたと考えられる。

『太平寰宇記』卷37「関西道十三・塩州」の記載から、塩州は、元和八（813）年に、一旦靈塩節度使から夏綏節度使の配下に入ったことが分かる⁽¹⁶⁰⁾。それから二年後の元和十（815）年、塩州は再び靈塩節度使の配下に戻った⁽¹⁶¹⁾。ここに注目すべきなのは、塩州が靈塩から夏綏に改属された二年間の靈武節度使が李光進だったことである。彼は、もともと郭子儀の部下で、朔方軍の出身であった⁽¹⁶²⁾。つまり、李光進は禁軍あるいは神策軍の出身ではなかった。ところで、李光進（在任 813-815）以前に靈武（靈塩）節度使だった范希朝（在任 807-809）・王佖（在任 809-813）、それ以後任官した杜叔良（在任 815-820）・李聽（在任 820-822）は、いずれも神策軍の出身であり、それぞれの在任期間中、塩州が配下にあった。とすると、元和八（813）年から元和十（815）年までの二年間にだけ、塩州が靈塩節度使の配下から離れたのは、節度使の李光進が神策軍の出身ではなかったことと関係があるだろう。つまり、貞元十九（803）以降の塩州刺史は、常に神策軍の何らかの職を兼任していたため、神策軍出身ではなかった李光進が靈塩

節度使になると、一旦靈塩鎮から離れたが、後に神策軍出身の杜叔良が節度使になって、また靈塩節度使の配下に戻ったと考えられる。

ただ、現時点では、諸史料は、その塩州刺史が担当する神策軍の職に関して、明確な記録が残っていない⁽¹⁶³⁾。ところで、『樊川文集』巻18「田克加檢校国子祭酒・依前宥州刺史制」に、

敕。銀青光祿大夫・檢校太子賓客・使持節宥州諸軍事・兼宥州刺史・御史中丞・充經略軍使・押蕃落副使・左神策軍宥州行營都知兵馬使・上柱国・雁門郡開国侯・食邑一千戸の田克⁽¹⁶⁴⁾。

とあり、刺史は神策軍の職を兼任する事例が発見された。また、『新唐書』巻146「李吉甫伝」と『元和郡県図志』巻4「関内道四・夏州節度使」新宥州条によって刺史であった田克が兼任する神策軍の職は、おそらく「左神策軍宥州行營（防秋）都知兵馬使」であろうと考えられる⁽¹⁶⁵⁾。この宥州の場合を見ると、同じ刺史であった塩州では、その塩州刺史が兼任する神策軍の職は、「左神策軍塩州行營防秋都知兵馬使」だったと推測できる。そうすれば、元和元（806）年前後の塩州行營の最低限の兵力は2000人とし、両軍中尉に直属することが分かる。

④延州鎮（左）＝栲栳城（永康鎮）＋安塞軍

従来では、栲栳城（永康鎮）と安塞軍は、二つの別々の神策軍鎮として認識されてきたが、しかし、延州刺史が兼任する職から見ると、栲栳城（永康鎮）と安塞軍は、一つの延州鎮として見るべきだと、筆者は考えている。

まず、栲栳城（永康鎮）について、『太平寰宇記』巻37「関西道十三・保安軍」に、

保安軍。もとは延州の古栲栳城である。唐の咸亨年間（670-674）、かつてここに禁軍を駐屯させていた。貞元十四（798）年になると、神策軍を設置した。間もなく（朝廷はここを）永康鎮と改め、延州に属させ、吐蕃（の侵入ルート）を抑え遮った⁽¹⁶⁶⁾。

とある。これによって栲栳城は延州にあり、永康鎮になる以前、もともと神策軍の駐屯地だったことが分かる。上述の長武城・襄楽鎮の事例から推測すると、栲栳城は神策「防秋」行營だったのだろう⁽¹⁶⁷⁾。そのため、栲栳城は両軍中尉に直属し、そのトップは防秋兵馬使であるとする。ただ、その兵力については、不明である。

また、栲栳城は、後に永康鎮となったことから見れば、栲栳城も神策「防秋」行營から神策「鎮遏」軍鎮になった一例であると言える。

一方、永康鎮が延州に属したことにより、延州刺史は、神策軍の職を担当していることが分かる。「李良僅墓誌」⁽¹⁶⁸⁾には、その誌題に「唐故特進・檢校工部尚書・使持節都督延州諸軍事・行延州刺史・充本州防禦左神策行營先鋒安塞軍等使・兼御史大夫・上柱国隴西李府君墓誌銘並序」とあり、また「白敬立墓誌」⁽¹⁶⁹⁾の誌題は、「故金紫光祿大夫・檢校尚書左僕射・使持節都督延州諸軍事・守延州刺史・充本州防禦左神策行營先鋒兵馬安塞軍等使・兼御史大夫・上柱国南陽白公

府君墓誌」である。ここで注目すべきなのは、「左神策行営先鋒（兵馬）安塞軍等使」の部分である⁽¹⁷⁰⁾。

従来、「左神策行営先鋒（兵馬使）」は、安塞軍が左神策軍に属していた証拠であると認識されてきた⁽¹⁷¹⁾。ところで、「李良僅墓誌」では、李良僅の息子である李拱と李据の職が、いずれも「左神策安塞軍押衙」と記され、「羅何含墓誌」⁽¹⁷²⁾は、墓主の羅何含を「左神策延州防禦安塞軍都虞候」と記している。いずれも「安塞軍」に「左神策」を冠し、「行営」の二文字が付いていない。また、当然であるが、安塞軍を統括する職は、「安塞軍使」であり、「左神策行営先鋒（兵馬使）」ではないと考えられる。そのため、「左神策行営先鋒（兵馬）安塞軍等使」は、「左神策行営先鋒兵馬使」と「左神策安塞軍使」を一つに省略して呼んだ結果と推測できる。そうすると、「左神策行営先鋒兵馬使」が何を統括するために延州刺史に与えられた職だったのかは疑問となる。

そこで、前文で引用した『太平寰宇記』に記すように神策「鎮遏」軍鎮の永康鎮を安塞軍使の延州刺史に隷属させるには、朝廷は必ず神策軍の職を延州刺史に与えなければならない。そのため、「左神策行営先鋒兵馬使」は、永康鎮を統括するために、朝廷が延州刺史に与えた兼官だと考えられる。

ところで、永康鎮は「鎮遏軍鎮」であるため、鎮のトップは鎮将である。しかし、「左神策行営先鋒兵馬使」は、鎮将の別称ではない。そこで、「劉弘規墓誌」によると、劉弘規の岳父である李文皓は、同官鎮遏先鋒兵馬使とある。これによれば、「左神策行営先鋒兵馬使」は、「左神策行営鎮遏先鋒兵馬使」の略称であったと推測できる。

こう見ると、永康鎮と安塞軍は、確かに二つの軍鎮として左神策軍に属していたが、しかし、それぞれの統括職である「左神策行営鎮遏先鋒兵馬使」と「左神策安塞軍使」は、いずれも延州刺史が兼任するため、永康鎮と安塞軍が一つの全体として、延州鎮と見直すべきだと考えられる。

(2) 神策「外鎮」の特性

以上の分析をまとめると、神策「外鎮」の共通点が見える（表4参照）。

表4 元和元（806）年前後の神策「外鎮」

番号	鎮名	所在地域	統括職	規模	隷属先	鎮の変化	出典（追加）
No.1	咸陽	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『唐会要』卷54、給事中条
No.2	雲陽	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『仇文義夫人王氏墓志』 『唐代墓志彙編統集』 大中〇二四
No.3	涇陽	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『唐会要』卷72、京城諸軍・神策軍条
No.4	三原	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『唐会要』卷72、京城諸軍・神策軍条

No.5	興平	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『唐会要』卷72、京城諸軍・神策軍条
No.6	高陵	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『唐会要』卷72、京城諸軍・神策軍条
No.7	同官	京兆府	鎮遏（都知）先鋒兵馬使	(2000～)	兩軍中尉	無し	『涇原節度李常侍墓誌』 『沈下賢文集』卷11 『劉弘規墓誌』 『隋唐五代墓誌匯編』 陝西卷4
No.8	富平	京兆府	鎮遏兵馬使	(1000～)	兩軍中尉	無し	『梁守志墓誌』 『西安碑林博物館新藏墓誌統編』
No.9	藍田	京兆府	鎮遏（都知兵馬）使	(2000～)	兩軍中尉	無し	『李季平墓誌』 『西安新獲墓誌集萃』
No.10	好畤	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『衛巨論墓誌』 『西安碑林博物館新藏墓誌統編』
No.11	武功	京兆府	鎮遏使	3000人	兩軍中尉	無し	『旧唐書』卷196下 「吐蕃伝下」 「武功県丞宥壁記」 『柳河東集』卷26
No.12	醴泉	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『中書門下賀禮泉獲白鹿表』 『權德輿詩文集』卷44
No.13	華原	京兆府	鎮遏都知兵馬使	(2000～)	兩軍中尉	無し	『梁守志墓誌』 『西安碑林博物館新藏墓誌統編』
No.14	美原	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『武自和墓誌』 『唐代墓志彙編統集』 会昌〇〇七
No.15	鰲屋	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『李府君妻韋氏墓誌』 『秦晋豫新出墓誌蒐佚』
No.16	東渭橋	京兆府	鎮遏使	不明	兩軍中尉	無し	『馬国誠墓誌』 『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』 下
No.17	長武城	邠州	防秋都知兵馬使	5000人	兩軍中尉	あり	無し
No.18	襄楽	寧州	防秋（都知兵馬使）	(2000～)	兩軍中尉	あり	無し
No.19	塩州	塩州	（行營防秋都知兵馬使）	(2000～)	兩軍中尉	不明	無し
No.20	栲栳城（永康）	延州	行營（防秋／鎮遏）先鋒兵馬使	(2000～)	兩軍中尉	あり	無し
No.21	安塞軍	延州	軍使	不明	兩軍中尉	不明	無し

上表によって21個の神策「外鎮」では、いずれも節度使や都団練使等の藩鎮の配下に入っておらず、完全な独立性が保有しており、直接に兩軍中尉の命令に従うことが分かる。

一方、No.19の塩州、No.21の安塞軍の場合、確かに刺史の配下に入ったが、しかし、この二つの「外鎮」は「十三鎮」と違って、「鎮遏」軍鎮ではなく、神策「防秋」行營と神策「遥隸」

行営であったため、ある程度の独立性を保有したと推測できる⁽¹⁷³⁾。また、刺史が持っている軍職は、行営都知兵馬使であり、「十三鎮」のような鎮将ではなかったところから見ると、「十三鎮」との間に本質的な区別があった。

こう見ると、在外神策軍は、両軍中尉に直属するかどうかによって、神策「十三鎮」と神策「外鎮」に分類されることができる。つまり、藩鎮の支配下に入っておらず、両軍中尉に直属する者は神策「外鎮」と言い、逆に藩鎮の配下に入った者は神策「十三鎮」と言う。

おわりに

以上、本稿の分析結果をまとめると、以下のことが分かる。

一つ目は、『大事記統編』が引用する『統通典』に記載された神策「外鎮」と神策「十三鎮」は、全く別物であること。史料に「十三鎮」の馬匹数は16874匹であり、これが神策軍の馬の総数である13995匹を超えているため、神策「十三鎮」は神策軍（在城+外鎮+採造）とは別系統であることがわかる。また、「十三鎮」と神策軍の人数を統合すると、その総数は15万2510人となり、これは『新唐書』と『資治通鑑』が記す神策軍の総数とほぼ同じである。つまり、『統通典』がいう神策「十三鎮」と神策「外鎮」は、別のものだと考えられる。

二つ目は、神策「十三鎮」が当道節度使或いは都団練使に属すること。これらの軍鎮では、鎮将が統括する「鎮遏」軍鎮であり、主に京兆府以外の諸州に集中し、両軍中尉に直属していないことがわかる。

三つ目は、神策「外鎮」が両軍中尉に直属していること。元和元（806）年前後の神策「外鎮」は、全て21個があった。これらの軍鎮では、節度使や都団練使等の藩鎮の配下に入っておらず、完全な独立性が保有している。また、神策「外鎮」は「十三鎮」のような一貫性がない。神策「外鎮」は、京兆府と京兆府以外の諸州の両方に分布している。そのうち、京兆府に集中している「外鎮」は、「鎮遏」軍鎮のみであり、諸州に配置された「外鎮」は、神策「防秋」行営である傾向が強い。しかも、これらの神策「防秋」行営は、いずれも「防秋行営」から「鎮遏」軍鎮へ変化する動向がある。

つまり、今までの「神策外鎮」についての研究は、完全に「神策外鎮」を在外神策軍と間違っ
て認識した。『統通典』の内容を見る限り、「神策外鎮」は、在外神策軍の一部にしか過ぎないことがわかる。そのため、筆者は、在外神策軍を「神策外鎮」と呼ぶあるいは書くのは、適当ではないと考えており、長安以外に駐屯する神策軍のことを在外神策軍あるいは「神策外鎮」以外の呼び方にすべきだと主張したい。

神策軍は、唐後半期において、単なる軍事集団として存在したわけではなく、彼らと宦官集団との密接な関係により、政治史や財政史までその絶大な存在感を示している。そのため、唐後半期の歴史を研究する時、どうしても神策軍の問題に触れなければならない。

ところで、従来の神策軍に関する研究は、ほぼ在京神策軍に集中し、在外神策軍を在京神策軍の附属集団と見なすことが多かった。時に在外神策軍を主体に研究してきたものがあったも、そ

のほとんどが在外神策軍の内面や多様性を捨象し、一つの集団と見なすことが多かった。

しかし、現在 55 例（付表参照）確認できる神策軍鎮を見ると、それぞれの成立過程や構造、兩軍中尉との隷属関係などに差異があり、特に本稿の分析結果により、在外神策軍は、複数のタイプから構成されたことがわかる。今後は、これまでの研究結果に基づき、在外神策軍の存在を維持するシステムの全貌を明らかにしたい。

付表 先行研究における「神策外鎮」の総数

研究者	鎮名	異論
日野開三郎	興平・武功・天興・扶風・麟游・普潤・長武・好時・郃陽・良原・定平・奉天・崇信・帰化・定遠・永安・慶州・懷遠・華原・塩州・平涼・藍田・渭橋・盩厔・咸陽・鄠・中渭橋・東渭橋・宥州・富平・鄜城・襄樂・樂寿・博野・三原・高陵・涇陽	
何永成	+ (鳳翔節度・夏綏銀節度)	●鳳翔・夏綏銀節度が「神策外鎮」の一部として認識されたのは、何永成のみ。
張国剛	+ (同官・醴泉・靈台・夏州・絳州)	
丸橋充拓	+ (美原・雲陽・安塞軍・崇城)	
黄楼	+ (南山・華亭・淮安・永康・帰義軍・開喜県・奉先・鉄頼堡・臨涇・韓城)	- (夏州・樂寿・博野・絳州・崇城) ●夏州・樂寿・博野：独立性がないあるいは臨時的な軍鎮であったため、「神策外鎮」として認めない。 ●絳州 = 開喜県 ●崇城 = 崇信城
朱徳軍	+ (潼関・汧陽・潘原・百里城)	
合計：55 個		

注

- (1) 「神策外鎮」の設置について、小畑龍雄 [1968] (pp.215-216) は、「神策外鎮」の存在自体が大きな意味を持っており、藩鎮勢力の拡大をけん制するとともに、吐蕃に対する防秋体制も改善されたと言う。
また、黄楼 [2011] (pp.350-353・p.370) は、「神策外鎮」の設置が単なる防秋あるいは対吐蕃防衛政策の一環だけではなく、同時に神策軍の軍事力を拡大するための側面もあると主張している。特に、彼は、「神策外鎮」が唐代前期の府兵制をもとに作られたものであると強調する。黄楼によれば、唐朝は関中及び西北地域の安定を維持するため、神策「外鎮」を「内重外軽」あるいは「居重馭軽」の原則にもとづき配置し、長安を中心に中央の影響力を地方へ浸透させたという。
- (2) 「神策外鎮」の始まり及び代宗朝における発展・解体については、『新唐書』や『資治通鑑』などの史料から読み取ることができる。また、日野開三郎 [1980]・黄楼 [2009] [2011] などの多数の先行研究にも論じられている。
- (3) 何永成は、実際に「神策行營」を「征伐行營」・「左・右行營」・「遙隸行營」の三種類に分類した。しかし、「征伐行營」は、神策軍だけに存在するものではなく、唐の中後期において全ての軍に普遍的に存在するものであり、またある軍事的な目的に基づいて、一時的に作った組織であり、その目的を

- 達成すると、すぐに解散されたという。そこで本稿では、「征伐行營」の列挙を省略した。
- (4) 例え「神策外鎮」を使うとしても、中国人研究者は「神策外鎮」に対する認識がかなり異なっており、日本人研究者との認識も一致していない。張国剛 [1994] (pp.121-128) は、その代表である。
- (5) 「外鎮」は、史料用語として普通に存在しているが、ただし、これはあくまでも藩鎮に関連する史料の中から出ていた。神策軍に関して、『資治通鑑』や『唐書』等の史料は、長安以外に駐屯する神策軍のことを「神策軍鎮」「神策屯營」等の様々な書き方を使っていたが、「外鎮」という使い方は一切見えない。また、日野開三郎 [1980] (p.61・pp.131-132・pp.374-378) によると、藩鎮軍は牙軍・外鎮軍・軍団から構成されたと言う。そのうち、会府に駐屯する軍隊は牙軍であり、外鎮軍と軍団は会府以外に駐屯する軍だと言う。また、彼は、節度使に直属する軍が外鎮軍とし、刺史が統率する軍(つまり節度使に直属ではなかった軍)を軍団とした。すなわち、日野が言う藩鎮軍の外鎮の定義を神策軍に代入すると、「神策外鎮」は両軍中尉に直属する在外神策軍を指すのみであろう。ところが、彼が例挙げた「神策外鎮」の実例及び「神策外鎮」に対する説明から見れば、彼が言う「神策外鎮」は明らかに長安以外に駐屯する全ての神策軍を指すこととなる。つまり、日野開三郎が言う「神策外鎮」と藩鎮軍の「外鎮」の定義は、一致していない。そのため、「神策外鎮」は彼の造語しか考えられない。
- (6) また、「神策外鎮」或いは在外神策軍の具体的な構造になると、日本の諸研究者の見方は、様々な異なる部分があるが、「神策外鎮」を在外神策軍全体として認識している大前提は変わらない。
- (7) 『大事記続編』は、南宋の呂思謙の『大事記』(『大事記』の内容は、周の敬王三十九(前481)年から漢武帝の征和三(前90)年までである。)の続編として、明の王禕が撰したものである。その記載する期間は、漢武帝の征和四(前89)年から後周の顯徳六(959)年までである。尹静 [2002] によると、『大事記続編』が引用した史実の出典は、殆ど実録等一次史料であるため、本書の価値と信用性はかなり高いと評価している。
- (8) 『大事記続編』巻62, 順宗永貞元(805)年五月辛未条, p.2 b
五月辛未, 以金吾大將軍范希朝為神策京西行營節度使, 欲奪宦官兵柄不克。
- (9) 黄楼 [2011] (p.354) は、〔鳳翔府から西北の二百二十五里にあり、崇信軍を再び改めてものである(原文:「在鳳翔府西北二百二十五里, 復改崇信軍」)〕の部分、〔統通典〕原文では割注であったのが、王禕が引用する際に正文に誤って組み込んだものと解釈する。ここでは黄楼に従い、該当箇所は〔 〕で括った。
- (10) 「□□□」は、欠字なので、原文のままにする。
- (11) 左・右神策外八鎮・内八鎮に関する史料が少ないため、今までの先行研究では、あまりこの問題に触れることがなく、依って外八鎮・内八鎮の具体的な軍鎮名あるいはその定義などいずれも明らかになっていない。
- (12) 『大事記続編』巻62, 順宗永貞元(805)年五月辛未条, p.3 a
宋白『統通典』「左神策軍六万二千四百四十二人, 馬八千四十四匹。在城三万四千三百九十二人, 外鎮及採造二万九千六百三人。京西北普潤鎮・崇信城〔在鳳翔府西北二百二十五里, 復改崇信軍〕・定平鎮・□□□・帰化城・定遠城・永安城・郃陽等八鎮二万六千一百七十七人, 馬一万二千一百六十六匹。右神策軍四万六千五百二十四人, 馬五千九百五十一疋。在城二万七千四十五人, 外鎮及採造一万九千四百七十九人。京西北奉天・麟遊・良原・慶州鎮・懷遠城一万七千四百二十七人, 馬四千七百八疋。実録, 元和十五年十月制, 神策十二鎮共十八万六千七百七十余。広明元年, 田令孜充左右神策外八鎮・内八鎮諸道兵馬都指揮等使。」
- (13) 「十三鎮」は、原文に見える13個の具体的な軍鎮名である。
- (14) 『統通典』が記す神策「外鎮」と「十三鎮」を同一のものだと考えている研究者は、黄楼以外、他には朱徳軍 [2016]・何先成 [2016 b] がいる。また、賈志剛 [2014] は、唐長孺 [1957] の隷属関係によって在外神策軍は節度使に属する神策軍鎮と中尉に直属する神策軍鎮の二種類が存在するという論説を引用して、神策「十三鎮」と神策「外鎮」は別物だと説明した。しかし、賈志剛は、その具体的

な分析を行わなかった。

- (15) 『新唐書』卷 50「兵志」, p.1334
(貞元)十四年, 又詔左右神策置統軍, 以崇親衛, 如六軍。時辺兵衣饑多不贍, 而戍卒屯防, 藜茗蔬醬之給最厚。諸將務為詭辭, 請遥隸神策軍, 稟賜遂贏旧三倍, 繇是塞上往往称神策行營, 皆内統於中人矣, 其軍乃至十五万。
『資治通鑑』卷 235, 貞元十四 (798) 年八月条, p.7580
八月, 初置左・右神策統軍。時禁軍戍辺, 稟賜優厚, 諸將多請遥隸神策軍, 称行營, 皆統於中尉, 其軍遂至十五万人。
- (16) 『統通典』が記す神策「十三鎮」の存在時期について, 黄楼 [2011] は異なる見方を示している。これについて, 後文で述べるため, ここでは割愛する。
- (17) 『旧唐書』卷 13「德宗本紀下」, p.392
(貞元十六年)二月己酉, 以左神策行營・銀夏節度等使韓全義為蔡州行營招討使, 陳許節度使上官況副之。
- (18) 『資治通鑑』卷 236, 貞元十九 (803) 年閏十月庚戌条~十一月戊寅朔条, pp.7603-7604
冬, 閏十月, 庚戌, 部将李庭俊作乱, 殺而饗食之。左神策兵馬使李興幹戍塩州, 殺庭俊以聞……以李興幹為塩州刺史, 得專奏事。自是塩州不隸夏州。
- (19) 混乱を避けるため, 本節以降, 本文でいう神策「外鎮」は, 特に説明がない場合, すべて史料用語の神策「外鎮」を指すこととする。造語としての「神策外鎮」は, 原則として使わず, 代わりに在外神策軍の語を使う。どうしても「神策外鎮」の語を使わなければならない場合, 「造語の」「造語としての」を付すこととする。
- (20) 『資治通鑑』卷 237, 元和二 (807) 年四月甲子条, p.7639
夏, 四月, 甲子, 以右金吾大將軍范希朝為朔方・靈・塩節度使, 以右神策・塩州・定遠兵隸焉, (定遠軍, 本属靈州。靈・塩接壤, 相距三百里, 定遠軍在黄河北岸, 蓋分戍塩州也。又按宋白『統通典』「左神策, 京西北八鎮, 普潤鎮・崇信城・定平鎮・□□□・帰化城・定遠城・永安城・郃陽県也。右神策五鎮, 奉天鎮・麟遊鎮・良原鎮・慶州鎮・懷遠城也。」今日神策, 豈懷遠兵歟。塩州前此得專奏事朝廷, 今復属朔方。)以革旧弊, 任辺将也。(范希朝自宿衛出帥, 故言以革任辺将之弊。)
- (21) 「十三鎮」の存在した時期について, 李碧妍 [2015] (p.232)・朱徳軍 [2016] (p.183)・何先成 [2016 b] (pp.94-95) も言及している。李碧妍は, 「十三鎮」の存在時期を元和初期としたが, その具体的な期間の言及を避けた。朱徳軍は, 『大事記統編』が示している「永貞元年説」を採用する(朱徳軍の原稿は, 元和元年と書いているが, おそらく永貞元年の書き間違いだろう)。また, 何先成は, 黄楼の説をそのまま受け入れている。
- (22) 『唐会要』卷 72, 京城諸軍・神策軍条, pp.1295-1296
(元和)三年正月, 詔普潤鎮兵馬使, 隸左神策軍, 良原鎮兵馬使, 隸右神策軍。
- (23) 『冊府元龜』卷 993「外臣部・備御六」p.11667
(元和八年)十月辛丑, 以普潤鎮兵四千人割属涇原節度使。
- (24) 『唐大詔令集』卷 2「穆宗即位敕」p.11
京西北及振武天德八道節度, 及都防御使下神策一十二鎮将士等, 共一十八万六千七百余人, 都賜物一百八万一千八百余匹。
- (25) 注⑳参照。原文では, 靈塩節度使に属された三鎮兵は, 「右神策」・「塩州」・「定遠」と記したが, 本条下の胡三省の注釈は, 「右神策」を懷遠城のこととする。また, 黄楼 [2011] (p.365) も「右神策」が懷遠城を指すと指摘した。
- (26) 『旧唐書』卷 14「憲宗本紀上」pp.427-428
(元和四年)六月乙亥朔。丁丑, 以河東節度使李鄴為刑部尚書以充諸道塩鉄轉運使。以靈塩節度使范希朝為太原尹・北都留守・河東節度使。以右衛上將軍王伾為靈州大都督府長史。靈塩節度

使。

『旧唐書』卷133「李晟伝・王佖附伝」p.3686

王佖，晟之甥。雄武善騎射，自晟河西・河北出師，佖無役不從。朱泚之亂，晟攻賊於光泰門，賊鋒尚勁，佖與兵馬使李演逾苑牆血戰，敗賊前鋒，諸軍方振，論功為神策將。

27) 『白氏長慶集』卷54「除王佖檢校戸部尚書充靈塩節度使制」p.1304

可檢校戸部尚書・兼靈州大都督府長史・御史大夫・充朔方靈塩定遠城節度使・知節度事・管内支度營田觀察處置押蕃落等使，仍賜上柱國，散官・實封並如故。主者施行。

28) 前文にも述べたが、『大事記続編』と『資治通鑑』は、いずれも『統通典』を引用し、それぞれが神策「十三鎮」に関する内容を永貞元（805）年と元和二（807）年に繋がっている。『統通典』は既に散逸したため、今はその原文を確認することができない。しかし、王禕と胡三省は、必ず『統通典』の原文を見たとうえで、何らかの理由でその内容をそれぞれ永貞元（805）年と元和二（807）年のところに付したと考えられる。つまり、神策「十三鎮」が存在した全期間は、不明のままであったが、少なくとも永貞元（805）年から元和二（807）年までの3年間に「十三鎮」が存在していたことは間違いないだろう。

29) 注22参照。

30) 後文の「⑩良原鎮」参照。

31) 『呂衡州文集』卷6「劉濠神道碑」p.66

即日拜秦州刺史・兼御史大夫，充隴西經略軍使，割扶風之普潤県以處之，倚為長城，鎮我近輔。羽儀鼓吹，等西夏之雄藩，屣屣資糧，同北軍之寵士。

32) 『新唐書』卷50「兵志」によると、神策軍の待遇は、辺境の軍より三倍ほど多かったことが分かる。また、『唐大詔令集』所収の「即位敕」や「改元」等の詔に、同じ禁軍であっても神策軍が他の禁軍より優待された事実も散見しており、それ以外の『資治通鑑』や唐人の詩文集などにも多数に見える。従って、ここは、諸史料に関する一つずつの列举を割愛する。

33) 『資治通鑑』卷234，貞元九年（793）五月条，p.7546

又有素非禁旅，本是辺軍，將校詭為媚詞，因請遥隸神策，不離旧所，唯改虚名，其於廩賜之饒，遂有三倍之益。

34) 「遥隸」の実態について、研究者の間は様々な議論があったが、上記の史料から見ると、「遥隸」に関する特徴は三つがあることが分かる。一つ目は、鎮将あるいは軍のトップは自ら朝廷に神策軍に隸属しようと求めること。二つ目は、もともと禁軍ではなかったこと。三つ目は、神策軍に属させた後に、もともとの駐屯地域から離れないこと。これに基づいて、神策軍鎮は「遥隸」かどうかを確認することができる。

また、研究者の間は「遥隸」を神策軍或いは在外神策軍の一部に見すべきかどうかでも論争が起こっており、明確な結論まで至っていない。これに関して、筆者は、何永成の「神策遥隸行營は在外神策軍の兵士の供給源である」という論説に深く同意し、「遥隸」を神策軍或いは在外神策軍の一部に見すべきだと考えている。特に、「遥隸」の特徴から見れば、従来では、「神策外鎮」として認識された定平鎮などの幾つの軍鎮が最初は、「遥隸」という形で神策軍に属させた経緯があり（後の「③定平鎮」など参照）、そのため、「遥隸」が在外神策軍から除外することができない（在外神策軍の研究は、基本的に胡三省の「神策八鎮説」と宋白の「神策十三鎮説」から延伸して分析を行うものである。この両説は、いずれも定平鎮を含めている。これにより、もし「遥隸」が神策軍から排除すると、定平鎮も在外神策軍から除外しなければならない。そうすると、胡と宋の説はいずれも否定されたこととなり、その在外神策軍の研究原点がなくなる）。

35) 『呂衡州文集』卷3「代辛將軍与普潤劉尚書書」pp.27-28

某性質鄙昧，智能無取，承藉門緒，早蒙驅策，盡瘁軍府……家構未克，国恩未酬，而謬典禁司，職惟侍衛……豈料尚書推宏深之量，啓特達之心，愛念不遺，眷知益重。昨者四牡來觀，万乘虛襟，旁求將帥之臣，佇清至公之鑑。然則蕭何之称，必在韓信。孝文有問，宜薦雲中……遂使郁埋

之志，允達於宸聰。樗朽之材，式孚於帝念。

- (36) 例えば、文宗の時、荆從臯は、右神策軍の軍将である父の推薦により、同じ右神策軍の軍将となった事例がある（『荆從臯墓誌』『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷，第2冊）。
- (37) ただし、劉潼軍が神策軍に属する形に関して、また議論する余地がある。
- (38) これまでの内容に関する分析は、後文の「①普潤鎮」・「②崇信城」・「⑨麟遊鎮」・「⑩良原鎮」・「⑬□□（靈台鎮）」にそれぞれ説明したので、ここは割愛する。
- (39) 『新唐書』卷50「兵志」及び『陸宣公奏議』卷3「論縁辺守備事宜狀」によれば、神策軍の給与は、他の軍と比べると、3倍の程に多かったという。この点から見ると、神策軍が一旦藩鎮軍になって節度使に属されて、後にまた神策軍へ戻すことは、考えにくい。つまり、神策軍鎮が一旦節度使に属させた後に、もしその軍鎮はまた神策軍として存在する場合、その軍鎮が節度使に属していた期間も神策軍鎮だったはずだと考えられる。
- (40) 『旧唐書』卷143「劉怦伝・劉潼附伝」p.3901 参照。
- (41) 配列順は、原則として『続通典』が「十三鎮」の名を列挙している順番に従う。ただし、「十三鎮」のうち、唯一の欠け字となった軍鎮は、最後で分析する。また、諸鎮名の後に付いている（左）・（右）は、この軍鎮が左神策軍か右神策軍のどちらに属することを示す。
- (42) 『新唐書』卷64「方鎮表一」涇原条，pp.1775-1776
- (43) 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」鳳翔府条，p.966
普潤（次畿。有隴右軍，貞元十年置，十一年以県隸隴右経略使，元和元年更名保義軍。）
上記の隴右軍について、黄楼 [2011] (p.359) によれば、これは劉潼が率いる幽州兵を指すという。
『旧唐書』卷13「徳宗本紀下」p.378
（貞元十年）二月丙午，以瀛州刺史劉潼為秦州刺史・隴右経略軍使・理普潤県，仍以普潤軍為名。
『旧唐書』卷14「憲宗本紀上」p.417
（元和元年三月）戊申，以隴右経略使・秦州経略使・秦州刺史劉潼為保義軍節度使。
『唐語林』卷1「政事上」p.19
朝廷優遇，乃割鳳翔府普潤・麟遊等県為行秦州。以普潤為理所，保義為軍号。拜僭行秦州刺史，充保義軍節度使。
『唐語林』では、保義軍節度使を担当したのは、劉僭であったと記すが、両『唐書』・『資治通鑑』・「劉潼神道碑」等の史料を合わせて見ると、劉僭は、間違いなく劉潼であることが分かる。
- (44) 注22参照。日野開三郎 [1942] によれば、鎮兵馬使・鎮使・城使等は、鎮遏兵馬使あるいは鎮遏都知兵馬使の略称であるという。
- (45) 注23参照。また、『新唐書』卷146「李吉甫伝」は、これらの普潤鎮兵を「劉潼旧軍」と説明した。
- (46) 注39参照。
- (47) 注23参照。
- (48) 『旧唐書』卷15「憲宗本紀下」p.447
（元和八年十月）戊戌，以神策普潤鎮使蘇光荣為涇州刺史・四鎮北庭行軍涇原節度使。
- (49) 元和八（817）年の鳳翔節度使について、呉廷燮『唐方鎮年表』卷1参照。また、両『唐書』の「李宝臣・李惟簡附伝」によると、李惟簡は神威軍の出身だったと推測できる。
- (50) 唐以降の崇信城あるいは崇信県の所在については、北宋の『太平寰宇記』は鳳翔府にあるとし、清の『読史方輿紀要』は平涼府と記す。しかし、唐代崇信城の所属が言及されなかった。
- (51) 譚其驥『中国歴史地図集』第5冊「唐京畿道・関内道」pp.40-41
- (52) 「假延信夫人駱氏墓誌」（『唐代墓誌彙編統集』元和〇〇四，p.802）は、崇信城を左神策行營崇信鎮としたため、そのトップは、鎮使であることが分かる。また、「馬国誠墓誌」（『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』下，pp.885-886）は、崇信鎮遏使を崇信城鎮遏都知兵馬使と記す。
- (53) 都知兵馬使は、複数の兵馬使を統括する職なので、麾下は少なくとも二つ以上の兵馬使が存在すると考えられる。また、兵馬使が率いる軍の兵力は、両『唐書』や『資治通鑑』等の諸史料には散見して

いたが、その定員に関する明確な記載がない。しかし、諸史料を見る限り、一つの兵馬使が統率する兵力は、最低限でも1000人以上であることが間違いない。そのため、都知兵馬使が統率する最低限の兵力は、2000人とすることができる。

また、『読史方輿紀要』巻58「陝西七・平涼府」に、

崇信県府東南八十里。東北至涇州七十里。本平涼県地。唐貞元間、隴右節度使李元諒始筑城屯軍、名曰崇信。亦為神策軍分屯之所。

とあり、崇信城が李元諒によって作られた城であったことが分かる。『資治通鑑』巻232の貞元二(786)年八月丙戌条によれば、李元諒が率いる軍の規模は8000人といい、後に神策軍に属されたとなった(『新唐書』巻165「高郢伝」参照)。また、両『唐書』の「李元諒伝」は、貞元四(788)年から彼が軍を率いて良原を中心に駐屯し、防秋の役割を果たしたと記す。そうすると、彼が駐屯する場所は、良原と崇信の両方であることが明らかになる。もし李元諒が両方とも同等の兵力を駐屯させる場合、崇信城の最大限兵力は、4000人だと推測できる。逆に、良原は4000~6000人と考えられる。何故なら、それは李元諒が良原を治所にしたので、崇信城の兵力は良原を超えることができないと考えられる。

54 注53及び後文「⑩良原鎮」参照。

55 「馬国誠墓誌」『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』下、pp.885-886 参照。

56 『新唐書』巻64「方鎮表一」興鳳隴条によると、元和元(806)年に崇信城は、靈台鎮・良原鎮と共に保義節度使の配下となったことが分かる。

57 『新唐書』巻37「地理志一・関内道」寧州条、p.969

定平(上。武德二年析定安置、後隸邠州。元和三年復來属、四年隸左神策軍。)

58 『資治通鑑』巻236、貞元十七(801)年五月条、p.7595

初、渾瑊遣兵馬使李朝案將兵戍定平。瑊薨、朝案請以其衆隸神策軍。詔許之。

59 『旧唐書』巻151「朱忠亮伝」p.4056

賊平、李晟積之、荐于渾瑊、署定平鎮都虞候。鎮使李朝案卒、遂代之。

60 『資治通鑑』巻236、貞元十七(801)年六月条、p.7595

六月、甲午、盈珍至軍、宣詔曰「朝案所將本朔方軍、今將并之、以壯軍勢、威戎狄、以李朝案為使、南金副之、軍中以為何如。」諸將皆奉詔。

丙申、都虞候史經言於衆曰「李公命收弓刀而送甲冑二千。」軍士皆曰「李公欲内麾下二千為腹心、吾輩妻子其可保乎。」

上記の史料と注58・59を合わせて見れば、定平鎮は、もともと禁軍ではなく、のちに神策軍鎮となっても元の駐屯先から離れなかったことが分かる。また、定平鎮は神策軍鎮となったのは、鎮將の李朝案が自ら朝廷に求めた結果であった。そのため、定平鎮は「神策遥隸行營」あるいは「遥隸」という形で神策軍に属させたことが明白である。

61 注57・58参照。『旧唐書』巻13「徳宗本紀下」によれば、元和二(807)年十二月に、朝廷が左神策軍出身の劍南節度使の高崇文を邠寧節度使とし、京西諸軍都統を与えたという。また、彼は元和四(809)年の九月に、邠寧節度使の在任中に亡くなった。高崇文の異動時期から見ると、これは『新唐書』が記す定平の所属変更の時期とは、かなり合うと見える。そのため、『新唐書』が言う「元和三(807)年に定平が邠州から寧州に属し、元和四(808)年に左神策軍に属された」内容は、おそらく定平鎮の統率権が邠寧節度使から京西行營へ移行し、最終的に左神策軍中尉の直属となったことを指すと考えられる。

62 黄楼「唐代京西北神策諸城鎮研究」『魏晉南北朝隋唐史資料』第27輯、p.363 参照。

63 『冊府元龜』巻359「將帥部・立功十二」p.4260

貞元十四年六月、帰化堡健儿作乱、逐出大将張国誠副將張抗。詔昌経略処置……誅斬六七百人、複令国誠入堡。

64 『冊府元龜』の内容から見ると、二つのポイントが分かる。一つは、劉昌が帰化堡の反乱を鎮圧して

六、七百人を誅殺した後に、帰化堡は廃止されなかったことである。つまり、これは、帰化堡に残った人数が、軍鎮としての最低限の機能を維持できると意味している。そうすると、仮定に劉昌が誅殺した反乱者の人数は、帰化堡の総人数の半分以上を占めたとしても、残った人数は、また二、三百人がいると推測できる。もう一つは、原文の「健児」と一文である。つまり、帰化堡を構成する兵士は、募兵であることが分かる。従って、反乱後から六、七年ぐらゐが流れて元和元（806）年前後になると、帰化堡がまた募兵して、反乱以前の規模に戻ったと考えられる。

- (65) 「假延信夫人駱氏墓誌」『唐代墓誌彙編統集』元和〇〇四、p.802
嗣子三人、長曰文邕、次曰文慶、幼曰文政、現任左神策軍行營歸化・崇城等鎮監軍使・内侍省内府局令……以貞元十九年詔撫西陲、獲安辺鄙。官將継世、職統禁戎。
- (66) 墓主の假延信夫人駱氏は元和二（807）年に亡くなって、また墓誌の最後は「男文政、元和二年二月廿九日賜緋魚袋」の一文があり、そのため、原文の「現任」は元和二（807）年あるいはそれ以降であったと推測できる。また、貞元十九（803）年の段階では、良原鎮の分析で述べるように崇信城は鎮国軍使に属しているため、假文政が同時に帰化城の監軍も担当していたとは考えられない。
- (67) 『白氏長慶集』巻54「除段祐檢校兵部尚書右神策軍大將軍制」pp.1299-1300 参照。節度使は、地方から中央の禁軍大將軍或いは統軍になった事例は、多数存在しているが、神策軍の大將軍になった事例（非神策軍の出身の場合）は、一つもない。また、段祐が担当する右神策軍大將軍は、「知軍事」が付いているため、これは実権官であることが分かる。
- (68) 『新唐書』巻37「地理志一・関内道」靈州条、p.972
靈州靈武郡、大都督府……黄河外有丰安・定遠・新昌等軍、丰宁・保宁等城。
『新唐書』巻136「李光弼伝・白元光附伝」p.4594
其後歴靈武留后・定遠城使。
- (69) 『資治通鑑』巻234、貞元八（792）年四月壬子条、pp.7530-7531
壬子、吐蕃寇靈州、陷水口支渠、敗營田。詔河東・振武救之、遣神策六軍二千戍定遠・懷遠城。吐蕃乃退。
- (70) 『資治通鑑』は、神策兵数を2000人としたが、『旧唐書』巻196「吐蕃伝下」は3000人と記す。そのため、神策兵数は2000～3000人とする。また、これらの神策兵士は、定遠城と懷遠城の両方に駐屯しており、それぞれにいる神策兵数は明確ではない。従って、ここは両方に駐屯する神策兵士数は同等と仮定して、それぞれを1000～1500人とする。
- (71) 「劉士環墓誌」『唐代墓誌彙編統集』会昌〇〇九、p.949 参照。
- (72) 吳廷燮『唐方鎮年表』巻1 参照。
- (73) 『太平寰宇記』巻31「関西道七・耀州」三原県条、p.663
永安故城、亦名洪賓柵、在県北五十五里、即后魏北雍州城是也。
『新唐書』巻37「地理志一・関内道」によると、三原県は京兆府にあることが分かる。
- (74) 『旧唐書』巻198「西戎・党項伝」p.5293
十五年二月、六州党項自石州奔過河西。党項有六府部落、曰野利越詩・野利龍兒・野利厥律・兒黃・野海・野宰等。居慶州者号为東山部落、居夏州者号为平夏部落。永泰・大歴已後、居石州、依水草。至是永安城鎮將阿史那思昧擾其部落、求取駝馬無厭、中使又贊成其事、党項不堪其弊、遂率部落奔過河。
- (75) 『讀史方輿紀要』巻53「陝西二・西安府」三原県永安城条、p.40
『寰宇記』：后魏永安元年、于此置北雍州、因名为永安城。唐肅宗嘗敕改為建京郡、旋廢。貞元中、又以神策軍分屯永安城。是也。
- (76) 神策「十三鎮」の排列順番から見ると、それが長安の近いところから遠いところまでの基準で展開することが分かる。
左神策軍八鎮：普潤鎮（鳳翔府あるいは行秦州）→崇信城（原州）→定平鎮（寧州）→□□□→
歸化城（涇州）→定遠城（靈州）→永安城→郃陽県（同州）。

右神策軍五鎮：奉天（京兆府）→麟遊（鳳翔府あるいは行秦州）→良原（涇州）→慶州鎮（慶州）→懷遠城（靈州）

(77) 注(74)参照。

(78) 黄楼は、軍鎮に監軍が存在する場合、その鎮は神策軍鎮であると指摘した。

(79) 注(74)参照。同じことは、『資治通鑑』巻235、貞元十五（799）年十二月条にも記載されている。ただ、永安鎮將の名は「阿史那思味」ではなく、「阿史那思曠」と記す。しかし、内容から見れば、両者は同一人物だと考えられる。

(80) 『元和姓纂』巻5、阿史那条参照。

(81) 村井恭子 [2015] (p.236) によれば、阿史那思味（阿史那思曠）はもともと突厥の王族で宿衛として神策軍に属し、タングートの石州移動をきっかけに外地に派遣され、のちに永安城から中央に戻って神策將軍となったという。

今まで整理した在京神策軍の軍將の人事異動に関する資料を確認すると、左・右神策將軍以下の在京神策軍の軍將が外地の軍職を担当した後、また長安に戻って神策將軍となった場合、その人事異動の流れは二種類しかなく分かる。一つは、在京神策軍→藩鎮軍（牙軍の兵馬使・都知兵馬使あるいは都虞侯）→神策將軍となる。もう一つは、在京神策軍→在外神策軍（鎮將など）→神策將軍となる。つまり、在京神策軍の軍將が藩鎮軍の鎮將を担当した後に、また中央に戻って神策將軍となった事例は見えない。そのため、筆者は、村井恭子 [2015] の「貞元神策將軍兼御史大夫阿史那思味」から神策「十三鎮」の永安城は石州の永安城であると推測した結論に深く同意する。

(82) 石州の永安城の役割について、胡三省によれば、永安城が石州のタングートを統括するため設置されたと言う。そうすると、貞元十五（799）年以降、タングートが石州から逃亡した後に永安城の役割は薄くなるのが推測できる。そのため、順宗・憲宗の頃、十三鎮としての「永安城」は必ずしも石州にあるとは言えない。

(83) 『元豊九域志』巻3及び『宋朝事実』巻18は、いずれも延州に永安鎮があると記す。ただし、これはあくまでも北宋のことなので、唐も同じだとは言えない。また、黄楼 [2019] によれば、石州の永安城から逃亡したタングートが延州に到着し、その後に永安軍の軍号を続けて使っていた可能性もあるという。

(84) 『新唐書』巻37「地理志一・関内道」慶州条、p.969

慶州順化郡……有府八、曰龍息・交水・同川・永清・蟠交、永業・樂蟠・永安。

これによれば、慶州に永安折衝府の存在が確認できる。また、神策「十三鎮」における左神策「八鎮」と右神策「五鎮」の所在を比較すると、同じな州には、左・右神策軍鎮それぞれ一つがあるという傾向が見られる。そう考えると、慶州に右神策慶州鎮があれば、左神策永安城の存在も推測できる。

(85) 『新唐書』巻39「地理志三・河東道」河中府条、pp.999-1000

河中府河東郡、赤。本蒲州、上輔……有府三十三、曰興樂・徳義……永安……崇義・六軍。

上記によると、河中府に永安折衝府の存在が分かる。また、『太平寰宇記』巻46「河東道七・解州」聞喜県条及び『冊府元龜』巻694「牧守部・武功二」には、いずれも元和年間（806-820）における河中節度使の治下に神策軍鎮があると記す。その鎮名は明らかになっていないが、永安折衝府の名から考えれば、鎮名は永安である可能性も否定できない。ただし、もとの永安折衝府の具体的な所在は不明なので、解州あるいは聞喜県にあるかどうかは分からない。

(86) 『太平寰宇記』巻38「関西道十四・府州」pp.812-813

府州。今理府谷峽。本河西蕃界。府谷鎮、土人折太山折嗣倫代為鎮將……漢祖建号晋阳、引兵南下、从阮棠帰之。尋升府州為永安軍、析振武之勝州、併沿河五鎮以兼焉……周顯徳元年、升府州為節鎮、復以永安軍為軍額、就拜折徳辰為節度使。

府州が永安軍の軍号を与えられたのは、五代のことであった。しかし、同書同巻の振武軍条に、

開元七年、以其地隸東受降城。八年、又置单于大都護府。后為振武軍節度兼神策軍長武城防秋兵

馬使。

とあり、振武軍節度使が神策軍長武城防秋兵馬使を兼任すると記された。けれど、長武城は邠州にあり、地理的に考えれば、あり得ないであろう。そこで、この振武軍節度使が兼任する長武城は、実に同じ左神策軍に属する永安城の書き間違いではないかと推測している。また、府谷県（府州）は唐代で既に軍鎮となり、しかも振武軍の配下にあったと言う点から考えれば、「十三鎮」の永安城は、勝州にあると推測できる。だから、五代になると、府谷鎮が二度に永安軍の軍号を与えられたと考えている。

87) 『新唐書』卷 37「地理志一・関内道」同州条, p.965 参照。

88) 『冊府元龜』卷 445「将帥部・無謀」p.5281

索日進元和末為神策軍郃陽鎮遏使。蔡賊寇澠水, 鎮兵不能支, 部将死者三人, 焚芻蒿而去。

89) 注88参照。また、『冊府元龜』卷 122「帝王部・征討二」に、

(元和十年二月)又命神策軍郃陽鎮遏将索日進以涇原兵六百人会光顔。

とあり、黄楼 [2011] (p.367) によれば、この涇原兵は実に郃陽鎮兵を指すという。

90) 『劉氏墓誌』『秦晋豫新出墓誌搜佚続編』第 5 冊, p.1330 参照。

91) 『新唐書』卷 37「地理志一・関内道」京兆府条, p.963 参照。

92) 「梁榮幹除檢校国子祭酒兼右神策軍將軍制」『樊川文集』卷 19, pp.284 参照

93) 注53前半部分参照。

94) 両『唐書』の「陽惠元伝」参照。

95) 「孟涉墓誌」(『長安高陽原新出土隋唐墓誌』pp.226-229)と「西平王李晟取西京露布」(『文苑英華』卷 648)は、いずれも京西行營兵馬使を都知兵馬使と記す。

96) 『資治通鑑』卷 237, 元和元 (806) 年正月戊子条, p.7626

戊子, 命左神策行營節度使高崇文将歩騎五千為前軍, 神策京西行營兵馬使李元奕将歩騎二千為次軍, 与山南西道節度使嚴綬同討關。

97) 『旧唐書』卷 151「高崇文伝」p.4051

元和元年春, 拜檢校工部尚書・兼御史大夫, 充左神策行營節度使, 兼統左右神策・奉天麟遊諸鎮兵以討辟。

98) 『新唐書』卷 7「憲宗本紀」p.208

(元和元年正月)癸未, 長武城使高崇文為左神策行營節度使, 率左右神策京西行營兵馬使李元奕・山南西道節度使嚴礪・劍南東川節度使李康以討劉闢。

注96・97と合わせて見れば、神策京西行營兵馬使の李元奕が率いる軍は、奉天と麟遊の諸鎮兵だったと考えられる。

99) 両『五代史』の「李茂貞伝」及び「李茂貞墓誌」は、穆宗朝 (在位 820-824) 以来、博野軍が奉天に駐屯していると記す。『冊府元龜』卷 128「帝王部・明賞二」と『旧唐書』卷 16「穆宗本紀」によれば、博野軍は右神策軍に属しているという。そうすると、奉天に常に複数の右神策軍が駐屯すると推測できる。また、博野軍のトップは軍使であり、これは奉天鎮使と同等の職であるため、両者に直属の隸属関係がないと考えられる。従って、これらの複数の右神策軍を統括するため、必ず神策行營を設置しなければならない。

100) 『旧唐書』卷 144「陽惠元伝」pp.3914-3915

陽惠元, 平州人。以材力従軍, 隸平盧節度劉正臣。後与田神功・李忠臣等相繼泛海至青・齊間, 忠勇多權略, 稱為名将。又以兵隸神策, 充神策京西兵馬使, 鎮奉天……酒至, 神策將士皆不飲, 帝使問之。惠元時為都將, 对曰:「臣初發奉天, 本軍帥張巨濟与臣等約曰:「斯役也, 將策大勲, 建大名。凱旋之日, 当共為歡。苟未戎捷, 無以飲酒。」故臣等不敢違約而飲。」

「本軍帥張巨濟」は、『資治通鑑』卷 228, 建中元 (780) 年四月乙未朔条では「神策軍使」と見える。

101) 原文では、「楊惠元」と記すが、両『唐書』の「德宗本紀」と「陽惠元伝」の内容を見ると、「楊惠元」は、「陽惠元」の書き間違いであることが分かる。そのため、本文では、「楊」を「陽」に書き直

す。

002 『旧唐書』卷12「徳宗本紀上」p.340

(興元元年正月)以奉天行營都団練使楊惠元為檢校工部尚書。

003 神策京西行營都知兵馬使から見ると、その上司である都団練使も「神策京西行營」である可能性が高いと考えられる。また、その駐屯地は奉天であるため、「奉天行營都団練使」は、実に「神策京西行營都団練使」の別称かもしれない。

004 原文は、注(43)『唐語林』参照。

005 『唐語林』の原文から見ると、麟游県だけ行秦州あるいは保義節度使に属したと読み取ったが、しかし、普潤鎮・良原鎮・崇信城・靈台鎮がいずれも保義節度使に属することから考えれば、麟遊鎮も保義節度使に属するはずだと推測できる。

普潤鎮は、注(43)『旧唐書』卷13「徳宗本紀下」参照。

良原鎮・崇信城・靈台鎮は、注(54)参照。

006 「崔時用墓誌」『大唐西市博物館蔵墓誌』pp.676-677 参照。

007 注(96)参照。李元奕が率いる2000人は、奉天と麟遊の鎮兵なので、例え兩鎮が共に対等な兵力を出す場合、麟遊鎮の総兵力は最低限でも1000人だと考えられる。

008 注(100)参照。

009 注(97)参照。

010 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」涇州条、p.968 参照。

011 注(22)参照。

012 注(53)後半部分参照。

013 『新唐書』卷165「高郢伝」p.5073

明年、為華州刺史、政尚仁靜。初、駱元光自華引軍戍良原。元光卒、軍入神策、而州仍歲餉其糧、民困輸入、累刺史憚不敢白、郢奏罷之。

014 『旧唐書』卷13「徳宗本紀下」p.378

(貞元九年十一月)辛卯、華州潼関鎮国軍・隴右節度使李元諒卒於良原、以其部將阿史那敘統元諒之衆、戍良原。

015 『旧唐書』卷144「李元諒伝」p.3916

李元諒、本駱元光、姓安氏、其先安息人也。少為宦官駱奉先所養、冒姓駱氏。

016 『新唐書』卷64「方鎮表一」京畿条は、貞元九(793)年に潼関節度使が廃止されたと記す。両『唐書』や『資治通鑑』等の史料から見ると、潼関節度使は鎮国軍節度使の別称であることが分かる。ところで、鎮国軍節度使が廃止された貞元九(793)年以降、鎮国軍使の存在は諸史料に確認できる。つまり、『新唐書』がいう鎮国軍節度使の廃止は、節度使から軍使になったことを指す。また、鎮国軍使は、華州刺史に兼任され、元和元(806)年まで続けていた。注(111)と合わせて見れば、おそらく李元諒の旧部は、神策軍に隷属させた以降も鎮国軍の軍号あるいは編制をそのまま保有し、これによって華州から軍糧をもらうことができたと考えられる。

017 高郢が華州刺史を担当する期間は、永貞元(805)年から元和元(806)年までとする。

018 『旧唐書』卷13「徳宗本紀下」が記すように、貞元九(793)年李元諒が亡くなると、その軍隊が阿史那敘に統率されることになった。史料では、阿史那敘は、李元諒の旧部であったと記される以外、特に説明はない。ただし、李元諒が亡くなった後、阿史那敘はその旧部を統率できる点から見ると、両者の関係はかなり親密であろうと考えられる。また、「李元諒墓誌」(『新中国出土墓誌』陝西卷1上冊、p.130)は、李元諒の妻が阿史那氏と記すため、阿史那敘は彼の妻の一族である可能性があるとも推測できる。

一方、阿史那敘が李元諒からもらった軍は、鎮国軍であると推測している。「李元諒墓誌」によると、李元諒が良原で担当した職は、隴右節度使・鎮国軍節度使と臨洮軍使であったことがわかる。そのうち、隴右節度使と臨洮軍使は、いずれも李元諒が良原へ異動する時の加官であり、彼の本官は鎮

国軍節度使のみである。また、『新唐書』卷64「方鎮表一」によると、隴右節度使と臨洮軍使は、もともと鳳翔節度使の兼官であったことがわかる。しかも、李元諒が亡くなった以降、隴右節度使が隴右支度營田觀察使と隴右経略使に分けられ、それぞれが鳳翔節度使(邢君牙)と行秦州刺史(劉潼)に兼任されたことになった。そのため、阿史那斂が統率する軍は、もとの鎮国軍しか考えられない。

119) 注56参照。

120) 「衛巨論墓誌」『西安碑林博物館新藏墓誌続編』p.675 参照。

121) 「張邵墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、第4冊、p.163

今右軍歩軍大將軍李宗元比鎮鉄顆、慕其為人、因以署職、後遷牧慶州、就辟為倅。

122) 「田述墓誌」『大唐西市博物館墓誌』、p.777

列考諱□、皇右神策軍鉄顆堡鎮遏兵馬使、開府儀同三司、行左金吾衛大將軍、開国公、定川郡王。

「□」は、欠字なので、原文のままにする。

123) 節度使の場合は除外する。

124) 例として、例えば塩州の場合、元々塩州に駐屯している左神策兵馬使の李興幹が後に塩州刺史になった(注18参照)。

125) 注122)参照。

126) 注53前半部分参照。

127) 「田述墓誌」『大唐西市博物館墓誌』、p.777

公之舅氏尚書楊公統節度邠方、膺内擧之任、以才署職為隨從馬歩兵馬使。且朔方旧軍、子父豪雋、非其人則不能輯其士、撫其衆。

両『唐書』や『資治通鑑』によると、上記の「楊公」は楊朝晟であることが分かる。

128) 注127)の引用に「且朔方旧軍、子父豪雋、非其人則不能輯其士、撫其衆。」と一文があり、また、『資治通鑑』卷236、貞元十七(801)年五月条に、

楊朝晟疾亟、召僚佐謂曰：「朝晟必不起、方命帥多自本軍、雖徇衆情、殊非国体。寧州刺史劉南金、練習軍旅、宜使撰行軍、且知軍事、比朝廷択帥、必無虞矣。」又以手書授監軍劉英倩、英倩以聞。軍士私議曰：「朝廷命帥、吾納之、即命劉君、吾事之。若命帥於他軍、彼必以其麾下来、吾属被斥矣、必拒之。」

とある。つまり、邠寧軍の人的構成について、本軍出身を重視する傾向が見られる。

129) 前文に言ったように邠寧軍は、本軍出身を重視して軍将を選抜する。もし田述の父が統率する鉄顆堡鎮は、神策中尉に直属する神策軍鎮であった場合、田述は、邠寧軍に「神策子弟」あるいは他軍の人と見られるはずだ。しかし、墓誌によれば、彼は貞元年間から元和年間までずっと邠寧軍に在籍しているという。つまり、邠寧軍は、彼を本軍出身と見なしている。そのため、筆者は、鉄顆堡鎮が右神策軍鎮として、邠寧軍に属すると考えている。また、定平鎮の場合から考えれば、鉄顆堡鎮が邠寧軍から神策軍に改編されたと推測できる。

130) 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」靈州条、p.972 参照。

131) 注69)参照

132) 『資治通鑑』卷282、天福四(939)年三月条、p.9200

靈州戍將王彦忠拋懷遠城叛、(懷遠县属靈州。趙珣聚米凶経曰「唐懷遠鎮在靈州北約一百餘里。宋時西夏強盛、即其地置興州、其四九十餘里即賀蘭山」)。

懷遠城は「鎮」が付いたので、そのトップは城(鎮遏)使と考えられる。

133) 注70)参照。

134) 注20)・25)参照。

135) 「楊志廉墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、第4冊、p.66

興元初……詔公領千夫長、率精銳、捍其衝要、是有靈台監軍之任。

136) 注56)参照。

[137] 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」涇州条, p.968 参照。

[138] 「王公操墓誌」『唐代墓誌彙編統集』乾符〇二二参照。

[139] 『冊府元龜』卷135「帝王部・愍征役」p.1632

(貞元)十五年四月詔:「応在城諸州軍及畿内諸県鎮, 兼京西步馭併奉天行營雜職掌所由, 兼長行官健共五万八千二百七十二人, 宜令所司每人賜粟一石」。

[140] 日野開三郎 [1939] は, 鎮遏都知兵馬使・鎮都知兵馬使・鎮遏兵馬使・鎮兵馬使・鎮遏使・鎮使・城使らが, いずれも鎮將とする。また, 彼らが統率する軍隊は, 鎮遏兵或いは鎮兵と言う。

[141] 諸史料や先行研究等から見れば, 神策軍鎮は, 注140の鎮兵を指す以外, 単に一つの駐屯軍を意味する場合も多かった。従って, ここが「神策軍鎮」に「鎮遏」を入れて, 後の第三章に出る神策「防秋」軍鎮あるいは神策「防秋」行營と区別する。また, 本稿に「神策軍鎮」だけを書く場合, これは一つの神策駐屯軍を指す。

[142] 『唐会要』卷72, 京城諸軍・神策軍条, p.1295

(貞元)六年八月, 鑄藍田・渭橋等鎮遏使印。凡二十三顆。

『唐会要』が言う藍田鎮・(中)渭橋鎮は, いずれも京兆府にある。また, 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」京兆府・華州・同州・鳳翔府条から見ると, 万年・長安県を除いて, 京兆府が管理する県は21個であり, (中)渭橋と東渭橋を加えれば, 23個となる。これは, 『唐会要』の「凡二十三顆」と一致する。そのため, 京兆府の神策軍鎮は, 全て「鎮遏」軍鎮だと考えられる。

また, 京兆府にある23個の神策「鎮遏軍鎮」が, 貞元年間(785-805)以降でもその存在を確認できるのは, 本文の16個の軍鎮と奉天鎮しかない。

[143] 「論京西・京北兩神策鎮遏軍事」『李相国論事集』卷6, pp.45-46

今京西・京北, 併有神策軍鎮兵……兩京節度使本兵既少, 須与鎮軍合勢, 犄角驅逐。鎮軍須倍道急趨, 同力翦扑, 而牽属左右神策, 須申状取处分……蕃寇方驅掠殺戮之際, 百姓涂于草莽, 方云入京, 取遠中尉处分, 何異喝渴而穿井待水, 餒饑而耕粟俟食, 豈可及事机乎。縱其將領諸識事体, 星言応接, 縁是禁衛將士, 無惧節使之心, 進退前却, 号令不及, 既行刑不得, 則与無兵同。今須便据所在境兵馬及衣粮器械, 割属当道節度, 使法令画一……若安处无事之地, 坐仰厚賜之恩, 寇至以申状為名, 不曾御敵, 節將以理管成例, 待以平交, 徒有鎮遏之声, 都無討逐之力。

上記の内容が簡単に言うと, 神策「鎮遏」軍鎮は, 藩鎮と同等の地位を持ち, 長安の兩軍中尉に直属する。また, 有事の時, 神策「鎮遏」軍鎮は, 藩鎮を支援するため, 自ら出兵することができるが, しかし, 節度使の統率に従わない。

[144] 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」邠州宜禄県条, p.967 参照。

[145] 『旧唐書』卷14「憲宗本紀上」p.414

(元和元年)以左神策長武城防秋都知兵馬使高崇文檢校工部尚書, 充神策行營節度使。

[146] 「南平郡王高崇文神道碑」『文苑英華』卷892, p.4696

貞元初始, 授陳許節度都侯。及領所部隨韓全義鎮長武城, 神策・淮南・陳許・浙右四軍同戍, 公総其侯奄之任。

[147] 日野開三郎 [1942] によれば, 「鎮遏」軍鎮は, 単一軍から構成され, 固有な拠点を持つという。また, その軍鎮を構成する兵士は, 主に所在地から募兵すると説明した。

[148] 「鎮遏」軍鎮では, 鎮使は本鎮の鎮兵以外, 基本的に他の軍を統括することができない。

[149] 防秋兵の交替制について, 齊勇鋒 [1983 b] 参照。

[150] 『旧唐書』卷151「高崇文伝」pp.4051-4052

崇文在長武城, 練卒五千, 常若寇至。

[151] 注[149]から見れば, 在外神策軍の諸鎮のトップは, 節度使と同等の地位を持っているから, 詔令がない限り, 節度使が彼らを統括することができない。また, 齊勇鋒 [1983 b] によれば, 関東諸藩からの藩鎮の防秋兵は駐屯する当道節度使に属していたが, 神策防秋兵はそうではないという。何故なら, それは防秋兵の軍餉と装備が全部当道節度使から支給及び管理されたが, 神策軍では別系統で長安か

ら負担すると説明した。

- 152) 「符澈墓誌」『秦晋豫新出墓誌搜佚続編』第5冊, pp.1197-1198

大和七年, 改銀青光祿大夫・檢校国子祭酒・兼御史中丞・左神策軍長武城鎮遏都知兵馬使。

- 153) 『新唐書』卷37「地理志一・関内道」寧州条, p.969 参照。

- 154) 「楊旻墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷, 第4冊, p.104

□□幽燕兵悖, 乱我中原。鑾輿西遊, 駕幸奉天……隨駕入朝, 親循玉階, 輔弼金闕。時頻年西戎天下, 繞我邠邠。詔令將軍戴公, 部領精銳親衛將士, 鎮於襄樂渠。遂感烽煙絕非時之火, 蕭闕無牧馬之憂, 四五十年, 煙塵不起……去大和三年五月十七日, 薨於襄樂私第, 享年六十一。

「□□」は欠字で, 原文のまま。

- 155) 「黃進華墓誌」は未刊行のため, 黄楼 [2019] から引用。また, 墓主の黄進華は, 大和四(830)年に襄樂県の家で亡くなった。

- 156) 「董府君經幢」『金石萃編』卷66 参照。本經幢は, 大和六(832)年二月で作られたものであった。

- 157) 「荆從臯墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷, 第2冊, p.122

大和五年, 先將軍以職重禁營, 榮膺右広。当霍光之熏灼, 無爽下賢。導祁午之克堪, 不避内舉。補衙前正將……至(大中)十四年, 遷馬軍廂使。当年護軍, 以公独領五方之卒, 勤勞王家……迄今上二年, 出為襄樂鎮遏使。明年, 入為都押衙。

「職重禁營, 榮膺右広」と「護軍」によって, 墓主の荆從臯は, 右神策軍將であることが分かる。また, 前文によると, 「今上二年」は, 咸通二(861)年を指すことが分かる。

「祁午」について, 『呂氏春秋』卷1「孟春紀・去私」に,

晋平公問於祁黄羊曰「南陽無令, 其誰可而為之。」祁黄羊对曰「解狐可。」平公曰「解狐非子之讐邪。」对曰「君問可, 非問臣之讐也。」平公曰「善。」遂用之。国人称善焉。居有間, 平公又問祁黄羊曰「国無尉, 其誰可而為之。」对曰「午可。」平公曰「午非子之子邪。」对曰「君問可, 非問臣之子也。」平公曰「善。」又遂用之。国人称善焉。孔子聞之曰「善哉。祁黄羊之論也, 外举不避讐, 内举不避子。祁黄羊可謂公矣。」

とある。

- 158) 注18参照。原文の「得專奏事」は, あくまでも塩州軍が朝廷に直属することになったという意味であり, これが神策軍に直属する意味ではなかった。

- 159) 注20参照。

- 160) 『太平寰宇記』卷37「関西道十三・塩州」p.782

元和八年, 隸夏州。

- 161) 『旧唐書』卷15「憲宗本紀下」p.453

(元和十年)秋七月庚午朔, 靈武節度使李光進卒。辛未, 以神策軍長武城使杜叔良為朔方・靈塩・定遠城節度觀察使。

- 162) 『旧唐書』卷161「李光進伝」p.4217

肅宗自靈武觀兵, 光進從郭子儀破賊, 收兩京, 累有戰功。至德中, 授代州刺史, 封范陽郡公, 食邑二百戸。上元初, 郭子儀為朔方節度, 以軍討大同・横野・清夷・范陽及河北殘寇, 用光進為都知兵馬使。

- 163) 確かに李興幹が塩州刺史になった以前, 彼が担当する職は, 左神策兵馬使であった。しかし, これはあくまでも李興幹が刺史になった以前の職であり, 刺史になった以後にもこれを兼任するとは言えない。また, 左神策兵馬使自体も, 具体的に何を指すかは不明である。

- 164) 『樊川文集』卷18「田克加檢校国子祭酒・依前宥州刺史制」p.273

敕。銀青光祿大夫・檢校太子賓客・使持節宥州諸軍事・兼宥州刺史・御史中丞・充經略軍使・押蕃落副使・左神策軍宥州行營都知兵馬使・上柱国・雁門郡開国侯・食邑一千戸田克。

- 165) 『新唐書』卷146「李吉甫伝」pp.4742-4743

吉甫始奏复宥州, 乃治經略軍, 以隶綏銀道, 取鄜城神策屯兵九千实之。

『元和郡県図志』巻4「関内道四・夏州節度使」新宥州条, p.106

至九年五月, 詔復於經略軍城置宥州, 仍為上州, 於州郭下置延恩縣為上縣, 改東夏綏銀觀察使, 取鄜城神策行營兵馬使鄭杲下兵士併家九千人, 以實經略軍。

上記の二つの史料によると, 宥州に行った神策軍は, もともと鄜城に駐屯する兵士及びその家族の人であることが分かる。黄楼 [2011] (pp.351-353, pp.374-375) によれば, 在外神策軍を構成する兵士の一部は, 防秋兵から選抜し, 彼らが駐屯する地域の土地を与えて, 家族も移住させたという。また, 長武城の神策防秋兵も夏州へ移屯する事例がある (『資治通鑑』巻235, 貞元十四年閏五月庚申条参照)。一方, 神策「鎮遏」軍鎮は, 駐屯地域を変更する事例がない。そのため, 筆者は, 「左神策軍宥州行營都知兵馬使」は「左神策軍宥州行營(防秋)都知兵馬使」の略称だと考えている。

069 『太平寰宇記』巻37「関西道十三・保安軍」p.789

保安軍。本延州之古栲栳城。唐咸亨年中, 曾駐泊禁軍于此。至貞元十四年, 建為神策軍。尋改為永康鎮, 屬延州, 扼截蕃賊。

070 栲栳城が後に永康鎮となったことは, 最初が神策「鎮遏」軍鎮ではなかったことを意味する。そうすると, 神策軍鎮としての可能性が神策「防秋」行營しか残っていない。

071 「李良僅墓誌」は, 姫乃軍, 范建国 [1996] と韓香 [2011] に参照。

072 「白敬立墓誌」『榆林碑石』p.75・pp.242-243

073 「李良僅墓誌」の墓題では, 「左神策行營先鋒」の後に「兵馬」が付いていないが, 録文では「左神策行營先鋒兵馬使」が明記したため, 墓題の「左神策行營先鋒」が略称であったことが分かる。

074 黄楼 [2011] (pp.365-366) 参照。

075 「羅何含墓誌」は, 段志凌 [2014] 参照。

076 「外鎮」, 「十三鎮」, 「鎮遏」軍鎮, 「防秋」行營, 「遥隸」行營は, いずれも在外神策軍を構成する一部であるが, それぞれが二つの系統に属する。

在外神策軍の統率システムから見れば, 全ての在外神策軍は「外鎮」と「十三鎮」から構成されている。そのうち, 兩軍中尉に直属する軍鎮は「外鎮」(表4参照)であり, 兩軍中尉に直属していなかった軍鎮は「十三鎮」(表3参照)となる。ただし, その「十三鎮」の数は固定ではなく, 状況により変わっていく。

一方, 「鎮遏」軍鎮, 「防秋」行營, 「遥隸」行營の関係については, かなり複雑である。本稿は, あくまでも「外鎮」を中心にその定義を再検討するものであり, そのため, 「鎮遏」軍鎮, 「防秋」行營, 「遥隸」行營を課題として, 次の論文で詳論する。ただ, 簡単に言うと, 在外神策軍の組織構造から見れば, 全ての在外神策軍は「鎮遏」軍鎮, 「防秋」行營から構成されている。そのうち, 同じ駐屯先で複数の防秋兵(必ず神策軍の防秋兵も駐屯している。表4のNo.17~No.20参照)から構成されている軍鎮は神策「防秋」行營といい, 単一軍(神策軍だけ。表3及び表4のNo.1~No.16・No.20~No.21参照)が構成する軍鎮は「鎮遏」軍鎮となる。また, 地方の藩鎮兵あるいは部落兵から神策軍鎮となった場合, それは神策「遥隸」行營とする(表3のNo.3及び表4のNo.21参照)。ただし, 「防秋」行營と「遥隸」行營はいずれも漸進的に「鎮遏」軍鎮へ変化していき, 最終的に神策「鎮遏」軍鎮となる(表3のNo.3及び表4のNo.17~No.18・No.20~No.21参照)。

史料・文献一覧

1, 史料

1-1, 古典資料集

『呂氏春秋』先知出版社, 1976

『神機制敵太白陰経』中華書局, 1985

『奉天録』中華書局, 1985

『陸宣公奏議』台湾商務印書館, 1956

『呂衡州文集』(叢書集成初編粵雅堂叢書本) 商務印書館, 1935

- 『元和姓纂』中華書局，1994
- 『元和郡縣圖志』（叢書集成初編畿輔本）商務印書館，1937
- 『柳河東集』上海古籍出版社，2008
- 『唐國史補』世界書局，1968
- 『權載之文集』上海古籍出版社，1994
- 『權德輿詩文集』上海古籍出版社，2008
- 『元氏長慶集』台灣中華書房，1973
- 『白氏長慶集』（宋影印本）文學古籍刊行社，1955
- 『韓昌黎文集校注』上海古籍出版社，2014
- 『沈下賢集』上海古籍出版社，1994
- 『李文公集』上海古籍出版社，1993
- 『李相國論事集』（叢書集成初編指海本）商務印書館，1939
- 『樊川文集』上海古籍出版社，2007
- 『李德裕文集校箋』河北教育出版社，2000
- 『旧唐書』中華書局，1975
- 『唐會要』（武英殿聚珍本）中華書局，1955
- 『旧五代史』中華書局，2015
- 『太平寰宇記』中華書局，2007
- 『文苑英華』中華書局，1966
- 『宋本冊府元龜』（影印本）中華書局，1989
- 『冊府元龜』（明影印本）中華書局，1960
- 『新五代史』中華書局，1974
- 『唐大詔令集』學林出版社，1992
- 『唐史論斷』中華書局，1985
- 『新唐書』中華書局，1975
- 『元豐九域志』中華書局，2011
- 『資治通鑑』中華書局，1956
- 『唐語林』（叢書集成初編守山閣叢書本）商務印書館，1939
- 『宋朝事實』中華書局，1985
- 『大事記統編』（四庫全書珍本五集文淵閣影印本）台灣商務印書館，1974
- 『甘肅通志』鳳凰出版社，2011
- 『讀史方輿紀要』（二林齋藏版鉛印本）圖書集成局，1901
- 『崇信縣志』成文出版社，1970
- 『全唐文補遺』三秦出版社，1994
- 1-2. 石刻資料集
- 『隋唐五代墓誌匯編』天津古籍出版社，1991
- 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』中州古籍出版社，1991
- 『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社，1992
- 『西安碑林全集』廣東經濟出版社·海天出版社，1999
- 『新中國出土墓誌』陝西卷1，文物出版社，2000
- 『榆林碑石』三秦出版社，2003
- 『唐代墓誌彙編統集』上海古籍出版社，2007
- 『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』線裝書局，2007
- 『長安新出土墓誌』文物出版社，2011
- 『大唐西市博物館藏墓誌』北京大學出版社，2012

- 『秦晉豫新出墓誌蒐佚』 國家圖書館出版社, 2012
『西安碑林博物館新藏墓誌統編』 陝西師範大學出版社, 2014
『秦晉豫新出墓誌搜佚統編』 國家圖書館出版社, 2015
『長安高陽原新出土隋唐墓誌』 文物出版社, 2016
『西安新獲墓誌集萃』 文物出版社, 2016

2. 文献

a. 中国語 [ピンイン順]

宝鷄市考古研究所 (編)

2008: 『五代李茂貞夫婦墓』 科学出版社

曹龍

2012: 「唐神策軍歩兵使李孝恭及夫人遊氏墓誌考釈」『文博』2012年第6期, pp.60-64

段志凌

2014: 「陝西延安新出土唐吐火羅人羅何含墓誌」『文物』2014年第8期, pp.63-68

何永成

1990: 『唐代神策軍研究』 台灣商務印書館

何先成

2015: 「中晚唐神策軍的遷轉問題再探討」『重慶師範大學學報 (哲學社會科學版)』2015年06期, pp.56-60

2016 a: 「中晚唐神策軍的兵源問題再探討」『天中學刊』卷31第01期, pp.132-135

2016 b: 「神策軍的收入問題初探」『唐史論叢』第22輯, pp.94-119

2016 c: 「神策軍的“特權”及政府的應對舉措」『內江師範學院學報』卷31第3期, pp.70-76

黃樓

2009: 「唐“制將”考」『魏晉南北朝隋唐史資料』第25輯, pp.169-185

2011: 「唐代京西北神策諸城鎮研究」『魏晉南北朝隋唐史資料』第27輯, 武漢大學出版社, pp.346-380

2012: 「吐蕃尚延心以河·渭降唐事跡考略—兼論唐末高駢與宦官集團之關係」『魏晉南北朝隋唐史資料』第28輯, 武漢大學出版社, pp.202-213

2019: 『神策軍與中晚唐宦官政治』 中華書局

黃壽成

2004: 「唐代河北地區神策行營城鎮考」『中國歷史地理論叢』卷19第2輯, 陝西師範大學出版社, pp.85-88

韓香

2009: 「唐代吐谷渾在陝北的活動—延安市出土『李良僅墓誌』研究」『“草原絲綢之路”學術研討會論文集』甘肅人民出版社, pp.288-295

2011: 「唐代吐谷渾的遷徙及其在陝北地區的活動——延安市出土『李良僅墓誌』研究」『中國邊疆史地研究』2011年第1期, 中國社會科學院中國邊疆研究所, pp.78-86

姬乃軍, 范建國

1996: 「唐李良墓誌銘考釈」『考古與文物』1996年第1期, 陝西省考古研究所, pp.80-83

賈憲保

1990: 「神策中尉與神策軍」『唐史論叢』第5輯, 三秦出版社, pp.130-154

賈志剛

2013: 「唐代長安木材供給模式芻議」『陝西師範大學學報 (哲學社會科學版)』2013年第1期, pp.125-131

2014: 「試論“右策寧州留後朱記”銅印的斷代問題」『中國國家博物館館刊』2014年01期, pp.84-88

李鴻賓

- 2000：『唐朝朔方軍研究——兼論唐廷与西北諸族の關係及其演变』吉林人民出版社
- 2011：「何文哲墓誌銘再考——兼論粟特人漢化問題」『唐朝の北方辺地与民族』寧夏人民出版社，pp.141-183
- 李碧妍
2015：『危機与重構』北京師範大學出版社
- 李宇一
2018：「中唐期における左・右神策軍に関する一考察」『関西大学東西学術研究所紀要』関西大学東西学術研究所，第51輯，pp.373-401
- 寧欣
2014：「唐後期禁軍拡編述論」『唐研究』卷20，北京大學出版社，pp.281-290
- 潘鏞
1985：「中晚唐の神策軍」『曲靖師範學院學報』1985年01期，pp.17-19
- 齊勇鋒
1983 a：「說神策軍」『陝西師範大學學報（哲学社会科学版）』1983年02期，pp.94-102
1983 b：「中晚唐防秋制度探索」『青海社会科学』1983年04期，pp.102-106
1989：「唐後期の北衙六軍・飛龍・金吾・威遠和皇城將士」『河北學刊』1989年第2期，河北省社会科学院，pp.77-82
- 唐長孺
1957：『唐書兵志箋正』科学出版社
2011：『魏晉南北朝隋唐史三論』中華書局
- 譚其驥
1982：「唐京畿道・關内道」『中国歴史地図集』第5冊（2），中国地圖出版社
- 陶榮
2006：「甘肅崇信武康王廟」『文物』2006年03期，文物出版社，pp.72-78
- 吳廷燮
1980：『唐方鎮年表』中華書局
- 嚴耕望
1969：『唐史研究叢稿』新亞研究所
- 尹靜
2002：「王禕的正統論与『大事記統編』」『淮北師院學報（哲学社会科学版）』卷23第5期，pp.78-81
- 章群
1985：『唐代蕃將研究』聯經出版事業會社
- 張國剛
1994：『唐代政治制度研究論集』天津出版社
2010：『唐代藩鎮研究』中国人民大学出版社
- 趙雨樂
1997：「唐末北衙禁軍的權力基礎——神策五十四都的活動試析」『第三届中国唐代文化學術研討會論文集』中国唐代学会，pp.523-538
- 朱德軍
2016：「唐代關中神策軍規模・供給与唐帝國的衰微」『寧夏社会科学』2016-03，pp.181-187
- b, 日本語 [あいうえお順]
- 小畑龍雄
1968：「神策軍の發展」『田村博士頌寿東洋史論叢』田村博士退官記念事業會，pp.205-220
- 西川恭司

- 1981：「神策軍の二面性」『東洋史苑』巻16, pp.41-58
- 林美希
- 2019：「唐・神策軍の形態変化と後期北衙の誕生」『史観』巻181, 早稲田大学史学会, pp.45-62
- 日野開三郎
- 1939：「唐代藩鎮の跋扈と鎮將(2)」『東洋学報』巻27第1号, 東洋文庫, pp.1-62
- 1940：「唐代藩鎮の跋扈と鎮將(3)」『東洋学報』巻27第2号, 東洋文庫, pp.153-212
- 1942：『支那中世の軍閥』三省堂
- 1980：「唐代藩鎮の支配体制」『日野開三郎東洋史学論集』巻1, 三一書房
- 船越泰次
- 1985：『宋白統通典輯本』汲古書院
- 矢野主税
- 1951：「藩鎮親衛軍の組織と性格」『人文・社会科学研究報告』巻1, pp.1-16
- 1953：「唐代監軍使制の確立について」『西日本史学』第14号, 西日本史学会, pp.16-32
- 1954：「唐代宦官權勢獲得因由考」『史学雑誌』巻63第10号, 山川出版社, pp.920-934
- 1957：「唐末監軍使制について」『社会科学論叢』第7号, 長崎大学学芸学部, pp.17-25
- 室永芳三
- 1989：「唐内侍省知内侍省事(中)」『長崎大学教育学部社会科学論叢』巻39, 長崎大学教育学部, pp.1-10
- 1990：「唐内侍省知内侍省事(下)」『長崎大学教育学部社会科学論叢』巻40, 長崎大学教育学部, pp.1-7
- 丸橋充拓
- 2006：『唐代北辺財政の研究』岩波書店
- 村井恭子
- 2009：「唐吐蕃回鶻並存時期的西北辺境——以《李良僅墓誌銘》為中心——」『文史』2009年第4期, 中華書局, pp.133-149
- 2015：「河西と代北——九世紀前半の唐北辺藩鎮と遊牧兵——」『東洋史研究』巻74第2号, 東洋史研究会, pp.225-260
- 渡辺孝
- 1993：「唐・五代の藩鎮における押衙について(下)」『社会文化史学』第30号, 社会文化史学会, pp.103-118
- 1994：「唐藩鎮十將攷」『東方学』第87輯, 東方学会, pp.73-88

【付記】本稿は、「2020年度中国国家社会科学基金青年項目(20CTQ017)」による研究成果の一部である。
(中国語：本論は2020年度中国国家社会科学基金青年項目(20CTQ017)階段性研究成果)

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)